

事業報告

自昭和十二年三月

特254

93

和九年十二月

福井縣廳內  
西野藤助報謝財團

6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

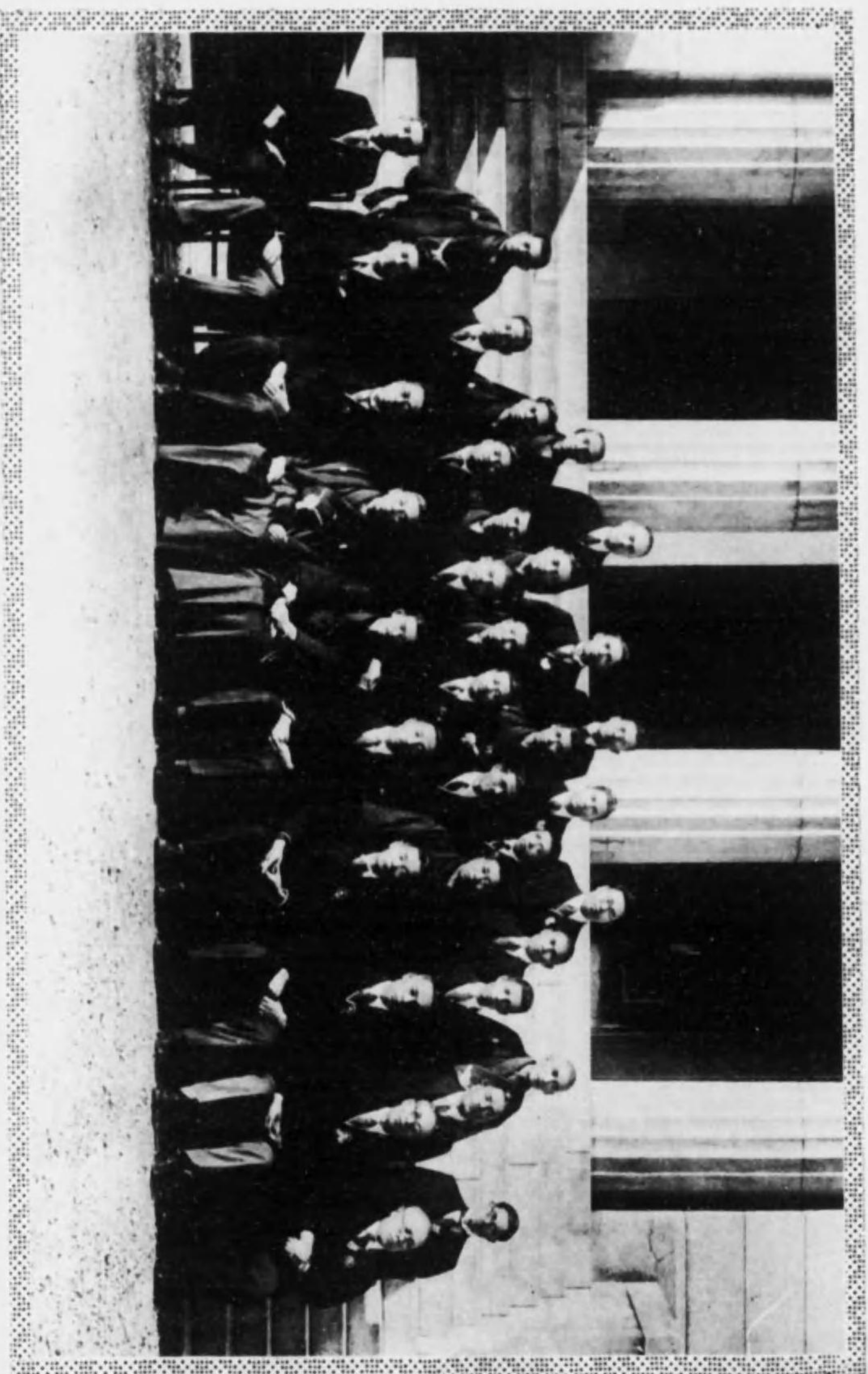
始

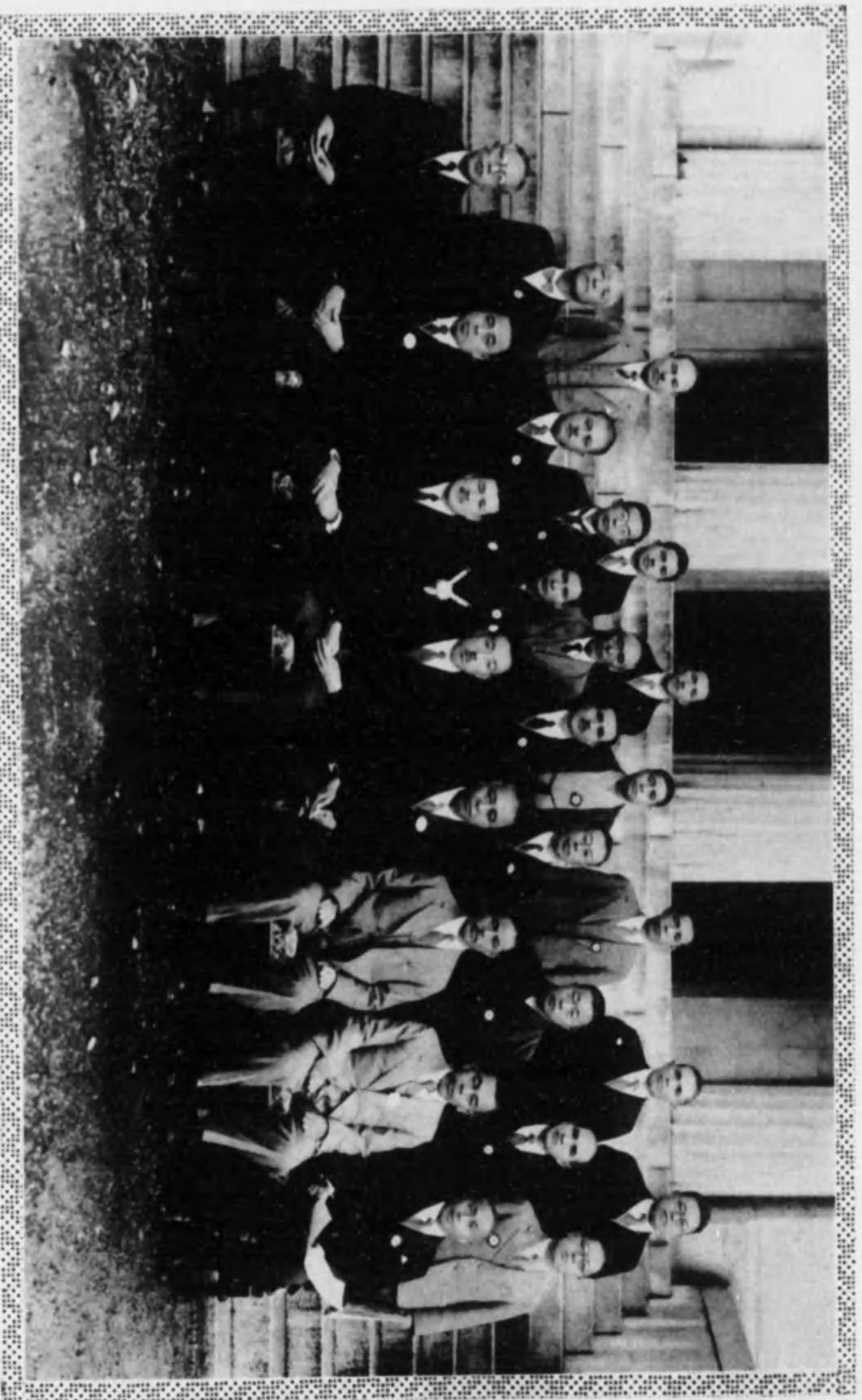




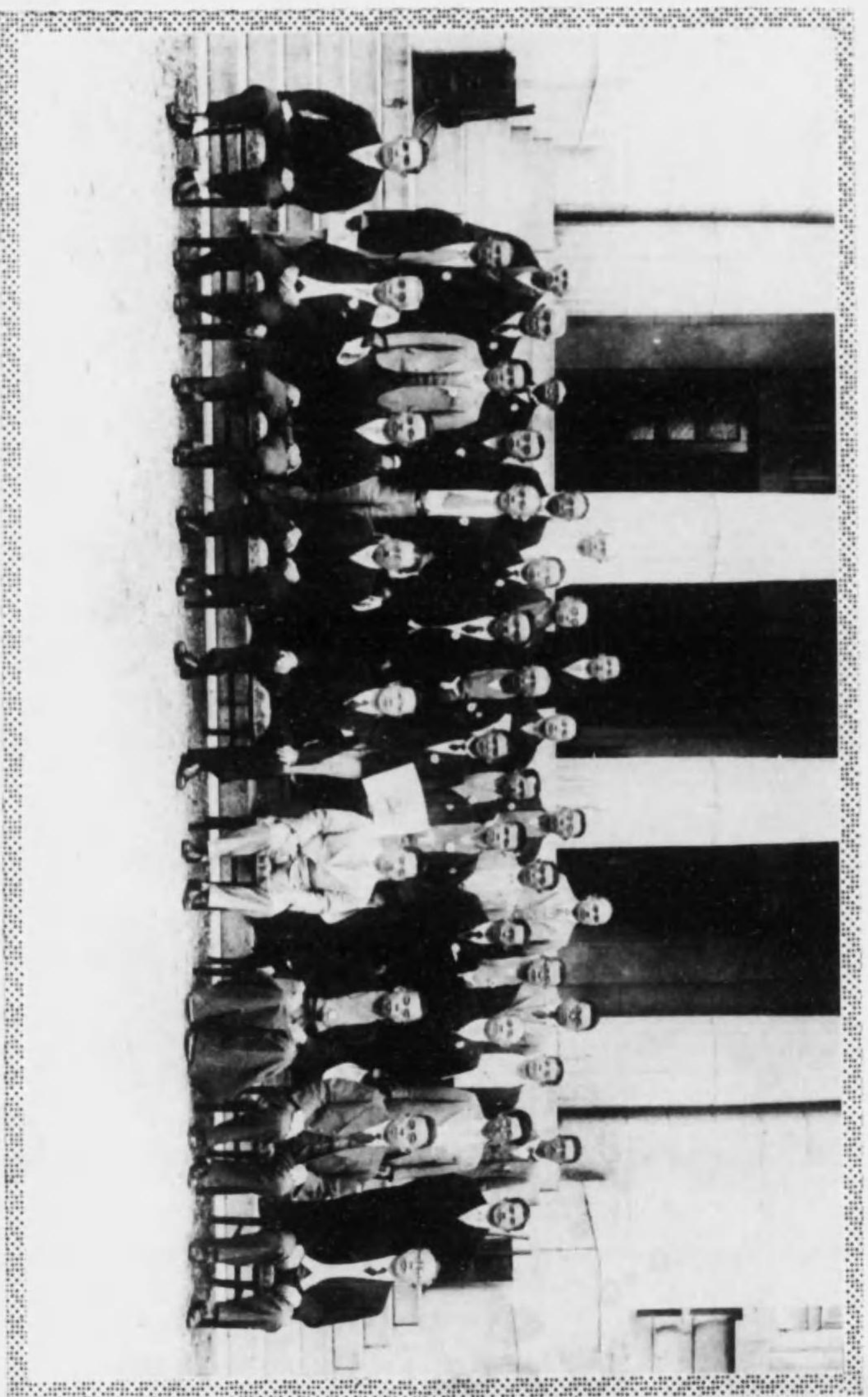
氏助藤野西 等七勳位六正故

宗記式成助建彰表回一第日八十月二年十和昭





念記式成助龍彰表回二第日八十月十年十和昭



念記式成助親彰表回三第日八十月九年一十和昭

特254  
93



自昭和九年十二月  
至昭和十二年三月

報  
告

福井縣廳內

西野藤助報謝財團



西野藤助報謝財團設立趣意

惟フニ天然資源ニ乏シキ我國ニ於テハ偏ニ各種工業ノ勃興ヲ促シ産業ノ振興ニ努メ進ンデ海外貿易ノ進展ヲ圖リ國運ノ隆昌、國民經濟ノ向上ヲ期スルハ最モ緊切ナルヲ感ズ

故西野藤助氏茲ニ見ル所アリ郷土商工業ノ振興ニ資スベク巨財ヲ提供セラレ財團法人西野藤助報謝財團ヲ設立ス

方今我國經濟界ハ非常時局ニ遭遇シ國民舉テ之ガ打開ニ奔命ノ秋本財團ハ故人ノ遺志ヲ繼ギ努メテ地方産業ノ發達興隆ニ資シ商工業界ノ進暢ニ寄與セムコトヲ庶幾ス

自昭和九年十二月  
至昭和十二年三月 事業報告目次

第一章 設立の経過	一頁
第二章 理事會附役員會	八
第三章 資産並豫算決算の状況	一一
第一節 資産	一一
第二節 豫算並決算	一四
第四章 庶務	二八
第五章 事業成績	三三
第一節 總說	三三
第二節 事業概況	三四
第一目 調査研究	三四
第二目 中小商工業振興施設	五〇
第三目 販路擴張並紹介宣傳	五八



第四目 海外市場調査	五九
第五目 發明考案の表彰並研究助成	六〇
第六目 工産助成	六二
第七目 商品見本の蒐集、配布	六三
第八目 表彰	六四
第九目 託兒所施設助成	六八
第十目 賑恤救済	六八
第十一目 育英事業	六九
第十二目 商工團體助成	七〇
第十三目 小額融資事業	七二
第六章 基金寄附者追悼法會	七三
附 諸規程、役職員名	

## 第一章 設立の經過

昭和九年九月十八日逝去されたる福井商工會議所會頭並福井人絹取引所理事長にして絹、人絹織物及原絲商西野商店經營者福井市佐佳枝下町八九西野藤助氏はその生前處分に因り公益事業の進展に寄與せむが爲提供せられたる金壹百餘萬圓の内六拾萬圓(國庫債券、公債證書)を以て財團法人を設立することとし、之れが運用に關し縣當局に一任せられたり、茲に於て縣當局に於ては直ちに設立の準備に着手し名稱を西野藤助報謝財團と定め寄附者の意思を體して本財團の事業は商工業の進歩發達を圖るを以て目的とし、之れが寄附行爲を作成して同年十一月六日商工、内務、文部の各省大臣に宛て財團法人設立許可を申請したるに十二月十八日附を以て許可ありたり。

かくて十二月二十四日より事務を開始し同日第一回理事會を開き昭和九年度事業、職制其の他の諸規程を定め職員を充實すると共に直ちに登記を申請し同月二十七日其の手續を了し、茲に本財團の設立を完成したるを以て夫々事業に着手したり。

設立當時の寄附行爲左の如し。

# 西野藤助報謝財團寄附行爲

## 第一章 總 則

第一條 本財團ハ西野藤助ノ生前處分ニ因リ寄附セル金貳拾萬圓(四分利國庫債券、公債證書)ヲ以テ之ヲ設立ス

第二條 本財團ハ西野藤助報謝財團ト稱ス

## 第二章 目的及事業

第三條 本財團ハ商工業ノ進歩發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本財團ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、商工業ニ關スル調査、研究及指導
- 一、商工業ニ關スル發明及考案ノ助成
- 一、商工業改善施設助成
- 一、商工團體並其ノ從業員ノ表彰
- 一、商工教育獎勵

一、商工業者ニ對スル賑恤救濟

一、其ノ他本財團ノ目的達成ノ爲必要ナル事項

## 第三章 事務所

第五條 本財團ノ事務所ハ福井市城町四號字本丸一番地ノ一福井縣廳内ニ置ク

## 第四章 資産及會計

第六條 本財團ノ資産左ノ如シ

- 一、基本財産
  - イ、西野藤助ヨリ寄附シタル金貳拾萬圓(四分利國庫債券及公債證書)
  - ロ、將來同人ノ生前處分ニ依リ基本財産ニ編入スヘキ旨ヲ指定シテ親族ヨリ寄附アルヘキ金四拾萬圓(四分利國庫債券)
  - ハ、理事會ノ決議ニ依リ毎年度ノ剩餘金中ヨリ繰入レタル資産

第七條 本財團ノ經費ハ前條基本財産ヨリ生スル果實、寄附金及其ノ他ノ收入トス

第八條 基本財産ハ確實ナル銀行ニ預入レ又ハ信託ニ付スルモノトス

第九條 基本財産ハ之ヲ處分スルコトヲ得ス但シ毎年度ノ剩餘金中ヨリ繰入レタル資産ハ理事全員

ノ同意ヲ以テ之ヲ處分スルコトヲ得

第十條 毎年度ニ於ケル剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ又ハ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ基本財産ニ繰入ルルモノトス

第十一條 本財團ノ會計年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十二條 本財團ノ經費豫算ハ毎年度開始前理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ年度終了後二月以内ニ監事ノ監査ヲ受ケ理事會ノ認定ニ附スルモノトス

### 第五章 役 職 員

第十三條 本財團ニ理事三名監事一名ヲ置ク

第十四條 理事長ハ福井縣知事ノ職ニ在ル者之ニ當ル

理事長ハ本財團ヲ代表シ事務ヲ總理ス

理事長事故アルトキハ福井縣内務部長ノ職ニ在ル者又ハ他ノ理事之ヲ代理ス

第十五條 監事ハ資産及事業ノ執行狀況ヲ監査ス

第十六條 本財團ニ左ノ職員ヲ置ク

幹 事 二 名

主 事 若干名

書 記 若干名

幹事ハ福井縣商工水産課長及福井縣會計課長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充テ主事及書記ハ理事長之ヲ任免ス

幹事ハ理事長ノ命ヲ受ケ庶務ヲ掌理ス

主事ハ上職ノ命ヲ受ケ事務ヲ分掌ス

書記ハ幹事ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ従事ス

### 第六章 理 事 會

第十七條 理事會ハ理事長必要ニ應シ之ヲ招集ス

理事會ノ議長ハ理事長之ニ當ル

理事會ハ理事二名以上出席シ出席者二名以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

第十八條 左ノ事項ハ理事會ノ決議ヲ經ルヲ要ス

一、豫算ノ議決及決算ノ認定ニ關スル事項

一、事業遂行ニ關スル重要事項

一、資産ノ管理ニ關スル事項

一、其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十九條 監事又ハ理事一名以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ理事會ノ開會ヲ請求シタルトキハ理事會ヲ開クヲ要ス

### 第七章 寄附行爲ノ變更及解散

第二十條 本寄附行爲ヲ變更セントスルトキハ理事會ノ決議ヲ經テ主務官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第二十一條 本財團ヲ解散セントスルトキハ理事會ニ於テ理事全員出席シ全理事ノ同意ヲ得主務官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス  
前條ノ場合ニ於テ殘餘財産アルトキハ商工資金トシテ福井縣ニ寄附シ本財團ノ目的ニ類セル目的ノ爲ニ之ヲ處分スルモノトス

### 附 則

第二十二條 本寄附行爲ノ施行ニ付必要ナル規程ハ理事會ノ決議ヲ經テ理事長之ヲ定ム

第二十三條 本財團設立當初ノ會計年度ハ設立許可ノ日ヲ以テ始マル

第二十四條 設立當時ノ理事及監事左ノ如シ

理事	(福井縣知事)	近 藤 駿 介
同	(福井縣内務部長)	辻 野 三 郎
同		西 野 幸 作
監事		西 野 市 兵 衛

其の後昭和十年一月二十六日開會の理事會に於て寄附行爲第十三條を左記の如く又第十四條第三項中「福井縣内務部長」を「福井縣經濟部長」に夫々改定し正規の手續を經たり。

第十三條 本財團ニ理事五名監事二名ヲ置ク

理事ハ福井縣知事及福井縣經濟部長、福井縣學務部長ノ職ニ在ル者及西野藤助ノ親族中ヨリ二名監事ハ福井縣總務部長ノ職ニ在ル者及西野藤助ノ親族中ヨリ一名ヲ以テ之ニ充ツ

前項西野藤助ノ親族中ヨリノ理事及監事ハ理事長之ヲ選任ス

西野藤助ノ親族中ヨリ理事長ノ選任スル理事及監事ノ任期ハ三箇年トス但シ再選ヲ妨ケス  
理事ト監事トハ相兼スルコトヲ得ス

改定後の役員氏名左の如し。

理事長	(福井縣知事)	近藤 駿介氏
理事	(福井縣經濟部長)	柳井 義男氏
同	(福井縣學務部長)	奥田 久七郎氏
同		西野 幸作氏
同		西野 遠三郎氏
監事	(福井縣總務部長)	山口 尙章氏
同		西野 市兵衛氏

### 第二章 理事會附役員會

本財團理事會並役員會は第一回を昭和九年十二月二十四日福井縣廳知事室に開催し、爾來昭和十一年度末迄に開催すること九回に及び會議事項は決議三十五件報告三十件協議事項四件計六十九件なり、其の内決議事項左の如し。

- 一、昭和九年度事業に關する件
- 一、役員費用辨償並職員旅費支給細則制定の件
- 一、職員体給手当支給規程制度の件

一、歲計現金預入先決定の件

一、基本財産管理の件

以上昭和九年十二月二十四日第一回理事會決定

一、本財團寄附行為中改正の件

以上昭和十年一月二十六日第二回理事會決定

一、昭和九年度歳入歳出豫算追加の件

一、昭和十年度歳入歳出豫算議決の件

一、昭和九年度分一時借入金の件

一、表彰及獎勵助成者並金額等決定の件

以上昭和十年二月十五日第三回理事會決定

一、昭和九年度歳入歳出決算承認の件

一、昭和九年度剩餘金を基金に繰入並管理に關する件

一、學資給貸與規則制定の件

一、學資給與生徒決定の件

以上昭和十年七月十二日第四回理事會決定

- 一、表彰並助成に關する件
- 一、學資給貸與生決定の件
- 一、一時借入金の件
- 以上昭和十年十月十四日第五回理事會決定
- 一、學資給貸與生決定の件
- 一、昭和十一年度歳入歳出豫算決定の件
- 以上昭和十一年三月三十日第六回理事會決定
- 一、昭和十年度歳入歳出決算認定の件
- 一、本縣織物に對する氣温並濕度關係調査委囑の件
- 一、敦賀町に於ける中小商業者の經營調査委囑の件
- 一、本縣に於ける機業を中心とする商工業の經營研究調査委囑の件
- 一、商工教育並事業助成の件
- 一、小額商工資金短期融通に關する件
- 一、昭和十一年度歳入歳出豫算追加並科目更正の件
- 一、學資給貸與生決定の件

以上昭和十一年七月十四日第七回理事會決定

- 一、表彰及助成に關する件

以上昭和十一年九月十二日第八回理事會決定

- 一、學資給貸與生決定の件
- 一、助成金交付に關する件
- 一、昭和十二年度歳入歳出豫算議決の件
- 一、現金の管理に關する件
- 一、役員費用辨償並職員旅費支給規則中一部追加の件
- 一、特別會計融資部資金運用の件
- 以上昭和十二年三月二十六日第九回理事會決定

### 第三章 資産並豫算決算の狀況

#### 一、資産

本財團の資産は六拾萬圓(四分利國庫債券、公債證書)なりしも昭和十年七月十二日開會の理事會に於て昭和九年度繰越金中より五千圓を基本金に繰入を決定したるを以て現在六拾萬五千圓を

有す。  
各年度末財産目録次の如し。

昭和九年度財産目録

昭和十年三月三十一日現在

- 一、有 價 證 券
  - 四分利國庫債券 壹萬圓券三五枚
  - 四分利國庫債券 五千圓券三〇枚
  - 四分利公債證書 壹萬圓券 八枚
  - 四分利公債證書 五千圓券 四枚
- 二、歲 計 現 金
  - 福泉信用組合普通預金 八一・四三
- 三、借 入 金
  - 福泉信用組合ヨリ借入金 八一・四三

昭和十年度財産目録

昭和十一年三月三十一日現在

- 一、有 價 證 券
  - 四分利國庫債券 壹萬圓券三五枚
  - 四分利國庫債券 五千圓券三〇枚

六〇〇、〇〇〇・〇〇<sup>四</sup>  
 五〇〇、〇〇〇・〇〇  
 一〇〇、〇〇〇・〇〇  
 八一・四三  
 八一・四三  
 一、三〇〇・〇〇  
 一、三〇〇・〇〇  
 一、三〇〇・〇〇

- 二、基本財産現金
  - 四分利公債證書 壹萬圓券 八枚
  - 五千圓券 四枚
- 福井銀行定期預金
- 三、歲 計 現 金
  - 福泉信用組合預金 四、一二五・二七

昭和十一年度財産目録

昭和十二年三月三十一日現在

- 一、有 價 證 券
  - 四分利國庫債券 壹萬圓券三五枚
  - 四分利國庫債券 五千圓券三〇枚
  - 四分利公債證書 壹萬圓券 八枚
  - 四分利公債證書 五千圓券 四枚
- 二、基本財産現金
  - 福井銀行定期預金 五、〇〇〇・〇〇
- 三、歲 計 現 金
  - 福泉信用組合定期預金 一〇、三二四・七四

六〇〇、〇〇〇・〇〇<sup>四</sup>  
 五〇〇、〇〇〇・〇〇  
 一〇〇、〇〇〇・〇〇  
 五、〇〇〇・〇〇  
 五、〇〇〇・〇〇  
 一〇、三二四・七四  
 一〇、〇〇〇・〇〇

同 普通貯金  
振替貯金

一四  
二八二・三二  
三二・四二

二、豫算並決算

豫算の執行は大體に於て、順調圓滑に行はれ、決算の結果歳入の内昭和九、十年度に於て多額の増減を見たるは基金利子の増加とその繰入變更に因るものにして、歳出に於て若干の事業繰越の外相當の剩餘金を生じ、其の一部を基金に繰入たるの外翌年度豫算の財源に充當したり、其の詳細次の如し。

昭和九年度一般會計歳入歳出豫算及決算

歳入之部

科 目	本年度		比 較	備 考
	決算額	豫算額		
一、財産ヨリ生ズル収入	二、八六〇〇	八、八五七〇〇	三、〇〇九	一
一、公債利子	二、八六〇〇	八、八三〇〇〇	三、〇三六	一
二、預金利子	一	二七〇〇	一	二七〇〇

歳出之部

二、雑収入	五〇〇	一	五〇〇	一
一、雑収入	五〇〇	一	五〇〇	一
歳入合計	二、九六〇〇	八、八五七〇〇	三、〇五九〇〇	一

科 目	本年度		比 較	備 考
	決算額	豫算額		
一、事務費	四七九二〇	六七五〇〇	一	一九五九〇
一、俸給	二五七九	四〇〇〇〇	一	三七四二
二、雑給	一八七九	二五〇〇	五六七九	一
三、需要費	二七二五	一五〇〇	一二三	一
二、事業費	五、七〇三五七	六、九五〇〇〇	一	一、二四六四三
一、調査研究費	五〇〇〇	五五〇〇	一	五〇〇〇
二、販路擴張費	一	五〇〇〇	一	五〇〇〇〇
三、發明考案表彰費	六〇〇〇	六〇〇〇	一	一



四、研究助成費	七〇〇〇	九五〇〇	—	二五〇〇
五、工産助成費	七五〇〇	八〇〇〇	—	五〇〇〇
六、商品見本助成費	五〇〇〇	五五〇〇	—	八五〇〇
七、表彰費	八九〇〇	六九〇〇	二〇八〇	—
八、託兒所設置助成費	五〇〇〇	五〇〇〇	—	—
九、賑恤救済費	—	二〇〇〇	—	二〇〇〇
一〇、育英費	—	一〇〇〇	—	一〇〇〇
二、商工業組合助成費	五五〇〇	一、二五〇	—	五七五〇
三、雜費	七五五七	三五〇〇	三五五七	—
三、豫備費	—	一、八〇〇	—	一、八〇〇
一、豫備費	—	一、二〇〇	—	一、二〇〇
四、一時借入金利息	二九六	五〇〇	—	二〇三
一、借入金利息	二九六	五〇〇	—	二〇三
歲出合計	六、三三四五	八、八五七〇	—	二、六四四五

歳入合計 金壹萬千九百拾六圓

歳出合計 金六千貳百拾貳圓四拾五錢

差引剩餘金 金五千七百參圓五拾五錢

内 金五千圓  
 基本金繰入  
 金七百參圓五拾五錢  
 翌年度繰越

昭和十年度一般會計歳入歳出豫算及決算

歳入之部

科	目	本年度 決算額	本年度 豫算額	比 増	較 減	備 考
一、財産ヨリ生ズル收入		一六、三六二五	二五、八六〇〇	—	九、五三三七五	
一、公債利子		一六、三四〇〇	二四、〇〇〇〇	—	七、八六〇〇	
二、預金利子		一九二五	六六〇〇	—	四六七五	
三、信託利子		—	一、一〇〇〇	—	一、一〇〇〇	
二、前年度繰越金		七三三五	一〇〇	七〇五五	—	

一、前年度繰越金	七〇三五	一〇〇	七〇三五	—
歳入合計	一七、〇二八〇	二五、八六一〇〇	—	八、八三二〇

歳出之部

科目	本年度 決算額	本年度 豫算額	比較		備考
			増	減	
一、事務費	二、三九二四	二、八五〇〇	—	四七三六	
一、俸給	七六〇〇	一、二六〇〇	—	五三四〇〇	
二、雜給	一、二七四八五	七五〇〇〇	五四八五	—	
三、需用費	三九〇三九	八五五〇〇	—	四六四六一	
二、事業費	一一、〇七九五二	三三、三九六〇〇	—	一一、三六四八	
一、調査研究費	—	七〇〇〇	—	七〇〇〇〇	
二、中小商工業振興指導費	一五三二	一、〇〇〇〇	—	八三四六九	
三、販路擴張費	六八〇〇〇	八〇〇〇〇	—	一一〇〇〇	
四、市場調査費	二、六四六六	三、〇〇〇〇〇	—	三三五三四	

五、發明考案表彰費	四〇〇〇〇	一、二〇〇〇	—	八〇〇〇〇	
六、研究助成費	一、〇〇〇〇	一、八〇〇〇	—	八〇〇〇〇	
七、工産助成費	二六六五	一、〇〇〇〇	—	七三三五	
八、商品見本助成費	六六一三	一、〇〇〇〇	—	三三八七	
九、新規商品見本蒐集 展示費	七〇〇〇	八〇〇〇	—	八〇〇〇	
十、表彰費	九六五二	二、六〇〇〇	—	一、六三四九	
十一、託兒所設置助成費	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	—	—	
十二、賑恤救濟費	四九三三六	五〇〇〇〇	—	六六四	
十三、育英費	二七二〇	一、五六〇〇	—	一、二八九〇	
十四、商工業組合助成費	一、四五〇〇	四、九〇〇〇	—	三、四五〇〇	
十五、雜費	三三三九	五三六〇〇	—	二二三〇九	
三、豫備費	—	六〇〇〇	—	六〇〇〇	
一、豫備費	—	六〇〇〇〇	—	六〇〇〇〇	
歳出合計	一三、四七〇七六	二五、八六一〇〇	—	一一、三九〇三四	

歳入合計 金壹萬七千貳拾九圓八拾錢  
 歳出合計 金壹萬參千四百七拾圓七拾六錢  
 差引剩餘金 金參千五百五拾九圓四錢

内 金貳千五百圓四錢  
 金壹千五拾九圓

翌年度繰越  
 小口融資部資金繰入

昭和十一年度一般會計歳入歳出豫算

歳入

一、金貳萬七千百圓

歳出

一、金貳萬七千百圓

歳入歳出差引殘金ナシ

歳入之部

△印ハ減

科 目	豫算額	前年度額	前年度比較	摘要
一、財産ヨリ生スル收入	二四、六〇〇 <sup>円</sup>	二五、八六〇 <sup>円</sup>	△ 一、二六〇 <sup>円</sup>	

一、公債利子	二四、〇〇〇 <sup>円</sup>	二四、〇〇〇 <sup>円</sup>	—	四分利國庫債券六拾萬圓ノ利子
二、豫金利子	六〇〇	六〇〇	△ 〇	一部基金定期預金其ノ他ノ利子
三、信託利子	—	一、一〇〇	△ 一、一〇〇	
二、前年度繰越金	二、五〇〇	—	二、四九九	
一、前年度繰越金	二、五〇〇	—	二、四九九	
歳入合計	二七、一〇〇	二五、八六一	一、二三九	

歳出之部

△印ハ減

科 目	豫算額	前年度額	前年度比較	摘要
一、事務費	二、八六五 <sup>円</sup>	二、八六五 <sup>円</sup>	—	
一、俸給	一、二六〇	一、二六〇	—	
二、雜給	七五〇	七五〇	—	
三、需要費	八五五	八五五	—	
二、事業費	二二、六三五	二二、三九六	一、二三九	

一、調査研究費	一、〇〇〇	七〇〇	三〇〇
二、中小商工業振興指導費	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇
三、販路擴張費	一、〇〇〇	八〇〇	二〇〇
四、市場調査費	四、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇
五、發明考案表彰費	一、五〇〇	一、一〇〇	三〇〇
六、研究助成費	二、〇〇〇	一、八〇〇	二〇〇
七、工産助成費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一
八、商品見本助成費	一、五〇〇	一、〇〇〇	五〇〇
九、新規商品見本蒐集展示費	八〇〇	八〇〇	一
十、表彰費	一、九六〇	二、六〇〇	六四〇
十一、託兒所設置助成費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一
十二、賑恤救済費	五〇〇	五〇〇	一
十三、育英費	一、七四〇	一、五六〇	一八〇
十四、商工業組合助成費	二、七〇〇	四、九〇〇	二、二〇〇

五、對岸貿易振興費	五〇〇	一	五〇〇
六、雜費	五三五	五三六	△
三、豫備費	六〇〇	六〇〇	一
一、豫備費	六〇〇	六〇〇	一
歳出合計	二七、一〇〇	二五、八六一	一、二三九

重要ナラザル事項ニ付テハ理事長ニ於テ彼此流用スルコトヲ得ルモノトス

昭和十一年度一般會計歳入歳出追加豫算

歳入

一、金貳萬七千百圓

既決豫算額

一、壹千五拾九圓

追加豫算額

歳入合計 金貳萬八千百五拾九圓

歳出

一、金貳萬七千百圓

既決豫算額

一、金壹千五拾九圓

追加豫算額

歳出合計 金貳萬八千百五拾九圓  
 歳入歳出差引殘金ナシ

歳入之部

科	目	追加豫算額	既決豫算額	摘	要
二、前年度繰越金		一、〇五九 <sup>円</sup>	二、五〇〇 <sup>円</sup>		
前年度繰越金		一、〇五九	二、五〇〇		
歳入合計		一、〇五九	二七、一〇〇		

歳出之部

科	目	追加豫算額	既決豫算額	摘	要
二、事業費		一、〇五九 <sup>円</sup>	二三、六三五 <sup>円</sup>		
六、融資部資金		一、〇五九	一		
七、雜費		一	項目十六ヲ十七ニ更正ス		
歳出合計		一、〇五九	二七、一〇〇		

昭和十二年三月二十六日本財團理事會に於て決定せられたる昭和十二年度一般會計歳入歳出豫算並特別會計融資部資金次の如し。

昭和十二年度一般會計歳入歳出豫算

歳入

一、金參萬參千貳百圓

歳出

一、金參萬參千貳百圓

歳入歳出差引殘金ナシ

歳入之部

△印ハ減

科	目	豫算額	前年度豫算額	前年度比較	摘	要
一、財産ヨリ生ズル收入		二四、五〇〇 <sup>円</sup>	二四、六〇〇 <sup>円</sup>	△ 一〇〇 <sup>円</sup>		
一、公債利子		二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	一	四分利國庫債券六拾萬圓ノ利子	
二、豫金利子		五〇〇	六〇〇	△ 一〇〇	一部基金定期預金其ノ他ノ利子	

二、前年度繰越金	八、七〇〇 <sup>円</sup>	三、五五九 <sup>円</sup>	五、一四一 <sup>円</sup>
一、前年度繰越金	八、七〇〇	三、五五九	五、一四一
歳入合計	三三、二〇〇	二八、一五九	五、〇四一

歳出之部

△印ハ減

科目	豫算額	前年度額	前年度較	摘要
一、事務費	四、二五 <sup>円</sup>	二、八六五 <sup>円</sup>	一、二六〇 <sup>円</sup>	
一、俸給	一、八七〇	一、三三〇	六四〇	
二、雜給	一、二〇〇	七五〇	四五〇	
三、需要費	一、〇五五	八五五	二〇〇	
二、事業費	二六、四七五	二四、六九四	三、七八一	
一、調査研究費	一、五〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	
二、中小商工業振興指導費	三、〇〇〇	一、四〇〇	一、六〇〇	
三、紹介、宣傳費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	

四、市場調査費	五、五〇〇 <sup>円</sup>	四、五〇〇 <sup>円</sup>	一、〇〇〇 <sup>円</sup>	
五、發明考案表彰費	五〇〇	一、五〇〇	△ 一、〇〇〇	
六、研究助成費	二、三〇〇	二、〇〇〇	三〇〇	
七、工業助成費	一、七〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	
八、商品見本助成費	一、〇〇〇	一、五〇〇	△ 五〇〇	
九、新規商品見本蒐集展示費	一、〇〇〇	八〇〇	二〇〇	
十、表彰費	一、〇〇〇	一、九六〇	△ 九六〇	
十一、託兒所設置助成費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	
十二、賑恤救濟費	五〇〇	五〇〇	—	
十三、育英費	三、三〇〇	一、七四〇	一、五六〇	
十四、商工業團體助成費	二、七〇〇	二、七〇〇	—	
十五、對岸貿易振興費	五〇〇	五〇〇	—	
十六、融資部資金繰入	一、五〇〇	一、〇五九	四四一	
十七、雜費	四七五	五三五	△ 六〇	

三、豫備費	六〇〇 <sup>円</sup>	六〇〇 <sup>円</sup>	一 <sup>円</sup>
一、豫備費	六〇〇	六〇〇	一
歳出合計	三三、二〇〇	二八、二五九	五、〇四一

重要ナラザル事項ニ就テハ理事長ニ於テ彼此流用スルコトヲ得ルモノトス

### 昭和十二年度特別會計融資部資金

一、貳千五百七拾壹圓七拾八錢

融資部資金

内 譯

金壹千七拾壹圓七拾八錢

前年度繰越金

金壹千五百圓

本年度一般會計ヨリ繰入

### 第四章 庶務

昭和九年六月初旬以來病床にありし西野藤助氏は同年九月十八日朝、近藤福井縣知事に對し本財團設立のため基金として金六拾萬圓を寄附する旨申出られ、同日午後八時逝去されたるを以て令弟西野幸作氏は故人の意思を體し翌十月九日四分利國庫債券貳拾萬圓を分割提供せられたり。よつて

知事近藤駿介氏は内務部長辻野三郎氏、商工水産課長渡邊榮氏等と協議の結果寄附行爲を定め同年十一月六日福井縣知事を経て商工。内務。文部の各省大臣に對し財團法人設立許可の申請を爲し同年十二月十八日附を以て設立の許可あり同月二十日許可書到達したり、此の間理事辻野内務部長山口縣に轉任につき後任者山口尙章氏理事に就任したり。

かくて十二月二十二日縣商工水産課屬橋詰清吉、會計課屬横井眞の兩名に本財團書記を命じ事務を分掌して著々事務の進捗を圖りたり。

昭和九年十二月二十日西野幸作氏より基金の内へ四分利公債證書貳拾萬圓を分割提供せられたり。

昭和九年十二月二十四日第一回理事會を福井縣廳知事室に開き昭和九年度歳入歳出豫算及職制其他の諸規程につき議決を経たり。

昭和九年十二月二十七日所轄福井區裁判所に於て財團法人として西野藤助報謝財團設立登記を完了したり。

昭和十年一月十八日理事内務部長山口尙章氏は地方官官制改正に伴ひ總務部長に轉ぜられたるにつき理事を退任したるを以て之れが變更登記を所轄福井區裁判所に申請したり。

昭和十年一月二十六日第二回理事會を開き寄附行爲第十三條及第十四條改定の議決を経たるを以

て即日福井縣知事を経て商工。内部。文部の各省大臣宛認可を申請し翌二月十五日附を以て認可あり  
同月十八日認可書到達したるにつき所轄福井區裁判所に之れが登記を爲したり。

昭和十二年二月十五日第三回理事會並役員會を福井縣廳知事室に於て開催し昭和九年度豫算追加、昭和十年度豫算及表彰並獎勵助成者決定の件其の他の議決を経、更に二月十八日の基金寄附者故西野藤助氏の命日を期しその追悼法會を營み引續き第一回表彰並助成金交附式を舉行することに協議決定したり。

昭和十年二月十八日經濟部長柳井義男、學務部長奥田久七郎の兩氏は理事に就任せられたるを以て所轄福井區裁判所に之れが登記を爲したり。

昭和十年二月十八日總務部長山口尙章氏は監事に就任せられたり。

昭和十年二月十八日午後一時より福井市本派本願寺福井別院に於て佛式により故西野藤助氏の追悼法會を執行したり。

昭和十年二月十八日午後二時三十分より福井縣廳正廳に於て第一回表彰並助成金交附式を舉行したり。當日表彰せられたるもの團體三、個人八、助成せられたるもの團體八、個人二、調査委託一なり。

昭和十年三月八日今立郡粟田部町西野遠三郎氏は理事に選任せられたるを以て即日所轄福井區裁判所に之れが登記を爲したり。

判所に之れが登記を爲したり。

昭和十年三月二十八日西野幸作氏より基金の内へ殘額四分利國庫債券貳拾萬圓を提供せられたり。

昭和十年六月三十日元福井縣總務部事務囑託山内稻作を主事に採用任命したり。

昭和十年七月十二日第四回理事會並役員會を福井縣廳知事室に於て開催し昭和九年度決算承認外三件の議決を経尙第二回表彰並助成金交附式舉行につき協議を爲したり。

昭和十年七月十二日開催の理事會に於て昭和九年度剩餘金中より五千圓を基本金に繰入の議決ありたるにつき同月十九日所轄福井區裁判所に資産變更登記を経たり。

昭和十年十月十四日第五回理事會並役員會を福井縣廳第一應接室に於て開催し表彰並助成者決定の件外三件の議決を経たり。

昭和十年十月十八日午前九時より福井縣廳に於て第二回表彰並助成金交附式を舉行したり、當日表彰せられたるもの團體一、個人二、助成せられたるもの團體八、個人二なり。

昭和十一年三月十三日理事長福井縣知事近藤駿介氏長野縣に轉じ理事長失格し羽生雅則氏福井縣知事に新任につき理事長に就任せられたるを以て所轄福井區裁判所に之れが變更登記を爲したり。



昭和十一年三月三十日午前十時より第六回理事會並役員會を福井縣廳經濟部長室に於て開催し昭和十一年度歳入歳出豫算外一件の議決を経たり。

昭和十一年四月二十五日監事總務部長山口尙章氏退官と共に失格し後任總務部長松崎陽一氏監事に就任せられたり。

昭和十一年六月十二日理事福井縣經濟部長柳井義男氏岩手縣に轉じ失格し高橋一郎氏福井縣經濟部長に補せられ理事に就任せられたるを以て同月十五日所轄福井區裁判所に之れが變更登記を爲したり。

昭和十一年七月十四日午後二時より第七回理事會並役員會を福井縣廳第一應接室に於て開催し昭和十一年度歳入歳出決算認定外七件の議決を経たり。

昭和十一年九月十二日午前十時より第八回理事會並役員會を福井縣廳第一應接室に於て開催し九月十八日舉行すべき表彰並助成金交附に關し議決を経たり。

昭和十一年九月十八日午前十一時より福井縣廳正廳に於て第三回表彰並助成金を交附式を舉行したり、當日表彰せられたるもの個人六、助成せられたるもの團體一八、個人二なり。

昭和十一年九月二十四日理事學務部長奥田久七郎氏兵庫縣に轉じ失格し玉置一氏福井縣學務部長に補せられ理事に就任せられたるを以て同月二十六日所轄福井區裁判所に之れが變更登記を爲したり。

昭和十一年十一月小口融資の返還其の他の便を圖るため郵便振替貯金(口座番號金澤一、三五八一番)に加入したり。

昭和十二年三月二十六日午後二時より第九回理事會並役員會を福井縣廳第一應接室に於て開催し昭和十二年度歳入歳出豫算外五件の議決を経たり。

昭和十二年三月三十一日幹事會計課長酒井利一氏福井縣若狹出張所長に轉じ後任者松原菊太氏幹事に就職したり。

## 第五章 事業成績

### 第一節 總說

本財團は昭和九年十二月二十四日事務開始と共に縣下關係官公署其の他の團體に依頼して其の協力を乞ひ財團設立の趣旨に鑑み、廣く全縣下に互り、積極的に商工業の發展助成に意を用ひ、之れに適合する各施設につき慎重調査の上、直接施設すべきものはそれぞれ之を實行し又各種團體其の他の施設にして適切なるものには相當助成金を交附して其の事業の達成に努めたり、幸に關係方面の理解と協力を得、事業の圓滑順調なる執行を遂げつゝ茲に第三年度を経過するを得たるは欣幸と

する處なり、而して三ヶ年度内に於ける本財團の事業費總額は參萬參千餘圓にして以下順を追ひ各年度事業の内容、梗概等を記述することとせり。

## 第二節 事業概況

### 第一目 調査研究

#### 一、織物工場に於ける能率調査

其の端を遠く千二百餘年の昔に發したりと云ふ、本縣織物業は明治初年に於ける奉書紬の家庭工業より明治二十年羽二重時代に移りて初めて機械工業化するに至り遂に越前羽二重の名聲は本邦のみならず遠く海外に喧傳せられ更に縮緬。富士絹。絹紬等新品種の生産激増し大正七。八年には其の産額一億七千萬圓を超え遂に輸出絹織物生産を以て天下に君臨するに至れり、然るに近時漸く工業化するに至れる本邦人造絹絲の驚異的發展に伴ひ本縣に於ける往時の絹織物は轉じて人絹織物と化し今や本邦は勿論世界に於ける人絹織物主産地としての盛觀を呈するに至れり。

然れども本縣織物工場の現状を見るに概ね中。小機業のそれにして其の工場經營に當つても全然往年の家庭工業式そのまゝを踏襲する向多く合理的經營法に缺くるところ多々あるを遺憾とす、然るに時代の要求は工場經營に際して科學的生産管理殊に能率の増進を期すること愈々大なり、而して工場の合理的經營を行はんと欲せば先づ之れが由つて來たる基本的原因を調査し其の結果を研究

し以て適切周到なる改善指導を講ずる必要緊切なるを認め本財團は、昭和十年二月縣立工業試験場に委嘱し本縣に於て最も大量に生産せらるべき人絹織物工場に就き調査を遂げ以て當業者の改善資料とせり。

その調査概要次の如し。

### 調査要項

#### (1) 調査方法

(1) 調査の品種は主眼を人絹織物就中本縣に於て最も大量に生産せらるべき人絹平、人絹朱子、人絹紋、人絹ボイル、人絹縮緬の五種目にとりしも調査の當時人絹縮緬は採算不引合の關係上適當なる工場の選定不可能となりしをもつて左記四品種に就いてのみ調査するの餘儀なきに至れり。

1. 人絹平織物    2. 人絹朱子織物    3. 人絹紋織物    4. 人絹ボイル織物  
 (2) 調査工場は大、中、小三種各二工場宛即ち織物一品種に付六工場宛計二四工場にして大は力織機一〇〇臺程度、中は力織機三〇臺程度、小は力織機一〇臺程度とせり。

(3) 調査の時期は成るべく各品種同一時季同一期間を選ぶ事とし昭和十年五月一日より半ヶ月間實施せり。

(2) 調査事項

調査したる事項左記の如し。

1. 工場の概況
2. 作業の状況
  - イ、建物及作業場(干し場等)の構造の大要及其の平面圖作業の種類
  - ロ、採光の様式及程度
  - ハ、人工照明の方法と程度
  - ニ、温度湿度並其調節及換氣装置
  - ホ、材料製品器具等の保管及配布に關する設備の状況
3. 機械器具の状況
  - イ、原動機及動力傳導装置
  - ロ、機械及主要なる器具装置の様式別個數
4. 作業の状況
  - イ、生産品種類別生産額
  - ロ、作業日數及作業延時間

- ハ、就業時間
  - ニ、主要機械別延運轉時間
  - ホ、半日以上運轉休止せる主要機械別回數及其の原因
  - ヘ、主要機械運轉休止の原因
  - ト、機械の實際回轉數
  - チ、作業工程
  - リ、職工の機械受持臺數
  - ヌ、作業組織
  - ル、手入調節清掃など機械保全方法
  - ヲ、單位數量(一疋)の生産に要する原量の數量
  - ワ、單位數量の生産に要する工費の概況
  - カ、作業別賃金其の他賞與支拂方法
5. 職工
- イ、採光の方法
  - ロ、一ケ年に於ける雇人及解雇男女別數

- ハ、勤続年数別男女別人員
- ニ、欠勤者数及其の延日数(調査期間中)
- ホ、通勤者寄宿舎別、男女別人員
- ヘ、勤績及出勤奨励の施設
- ト、職工の養成

(3) 結果

能率調査の結果に就ては別段印刷物に於て明かなるも之れを品種に付比較対照すれば大概ね次表の如し。

能率比較表

織物の品種	各工場の能率				平均能率	最高能率	最低能率
人絹平織物	九〇、八 <sup>%</sup>	八六、一 <sup>%</sup>	八三、三 <sup>%</sup>	七五、八 <sup>%</sup>	七三、三 <sup>%</sup>	六九、三 <sup>%</sup>	七九、八 <sup>%</sup>
人絹朱子織物	九三、八	八九、六	八三、〇	八〇、〇	六五、〇	六四、五	七九、三
人絹紋織物	九五、五	九五、四	九三、七	九二、四	八八、一	八四、七	九一、六
人絹ボイル織	九〇、五	八七、六	八二、九	七九、五	七七、七	七六、一	八二、二
							九〇、五
							六九、三
							八四、七
							六四、五
							七六、一

今之れが能率優劣の原因に付考究し能率減退の原因と認むべき項目を列挙すれば大要左記の如し。

1. 職工の在なる事
2. 職工の気分緊張を欠く事
3. 機械設備配置に研究の餘地ある事
4. 建築特に採光關係に研究の餘地ある事
5. 工場管理の研究に餘地多き事

即ち注意の要あるは以上五項目なれども特に一般注意を拂ふべきは職工の問題なり之れ能率減退原因の大部分は職工の不在及び気分關係するところは至大なるを以てなり抑々本縣織物工業が今日の如き盛大を來したる原因多々ありと雖も就中職工の豊富なる勞力は良く他縣の羨望するところにして従つて熟練したる職工は直ちに以て能率の向上を來すべき理なるに係らず調査の結果反つて能率減退の原因となりしは誠に遺憾の極みなり之れ即ち本縣の職工は主として通勤者にして整頓したる大工場寄宿舎と異なり時間的觀念に乏しく加ふるに工賃(織賃)は日給にあらすして出來高に應じ仕拂ふもの多きが故に遅刻早退欠勤敢へて意に介せず、無責任且つ不規則の陋習あるが爲めなるべし、されば機會ある毎に職工をして規則的訓練を施し以て此の弊風を一掃する事最も緊要なり

とす。

四〇

更に機械設備配置に研究の餘地あるは一例を挙げれば工場設備の都合とは云へ切角能率的に工夫配置したる諸機械は面積に於て若干經濟たらんも機械の運轉職工の疲勞の如き間接の損害に相殺せられて寧ろ能率減退の原因たるものあり等しく考慮すべき問題なりとす。

次に建築採光の關係の如き年中、天候に恵まれざる北陸地方に於ける工場としては直接間接其の及ぼすところ甚大なるが故に能率増進職工の保健製品の優良化等々より考察するも留意すべき餘地多しと信ず。

若し夫れ合理的工場管理の問題に至りては將來大いに關心して研究を必要とするものなり。

即ち工場の管理は之れが發達の經過に見るも概ね三種に區分するを得べく一つは因襲的或は家庭的管理法にして、二は組織的或は系統的管理法、三は科學的或は近代的管理法之れなり。即ち因襲的管理法は所謂家庭工業時代の方法を選擇採用するものにして保守的なり、組織的管理法は系統ある統計組織を基礎とし作業の要素とするものにして進歩的のものなり更に科學的管理法に至つては作業の全般に涉り一々科學的研究を遂げ之れが原因結果を探究して基礎的標準を決定するものにして所謂積極的管理法なり。

今本縣織物工場管理の現状を考察するに最近設立せられつゝある大工場は別として概ね半家内の

工業經營なるが故に科學的管理法は勿論、組織的工場管理に於ても今直ちに之れを行ひ得ざる實情にして所謂因襲的管理法に依る向多し因襲的管理法必ずしも非なるにあらず寧ろ本縣往時の如き工業の搖籃時代に在つては取つて以て大いに掬すべきものありしと雖も發達したる現代機械工業時代に於て然も成熟したる織物王國としては一轉組織的更に科學的工場管理を行ひ難きと雖も良く時代の趨勢に着眼し不斷の研究を怠らず一段又一段合理的生産管理の實 舉げん事を望むものなり。最後に調査に現はれたる工場能率減退の原因特に合理的管理を希望する點を掲げて參考の資となさんとす。

1. 作業に統制を欠く爲
2. 職工の欠勤多く氣分緊張せざる爲
3. 不熟練職工多き爲
4. 機械の舊式なる爲
5. 機械の故障多き爲
6. 準備工程亂暴なる爲
7. 準備が豫定通り進行せざる爲
8. 天候不順の爲

四一

9. 糊付不良の爲
10. 工場内陰氣にして爽快に働き得ざる爲
11. 機械の改良及工場設備の改善を怠る爲
12. 工場員の収入が比較的少き爲
13. 原動機及軸心關係の研究少き爲

以上は其の主要なるものなれども何れも相關的にして工場管理能率増進上直接に甚大なる影響あるを以て本場は將來之れが結果を好資料として業者と共に充分なる研究を行ひ兩々相佑けて本縣織物工場の能率を向上せしめ旁々合理的生産管理の成果を期せんとす。

#### (4) 各 論

調査したる四品種に付各調査事項の詳細に就ては昭和十年九月人絹製織工場能率調査報告書と題し二四五頁より成る冊子三〇〇部を印刷し關係方面に配布したるを以て茲に省略す。

#### 二、織物に對する温湿度關係調査

福井縣に於ける織物の發達は氣温關係に負ふ所極めて多しとは常に當業者等の説くところなるも、福井縣織物と氣候との相關性を科學的に解剖検討したる史料の見るべきものなきを以て、本財團は工場附近並工場内の氣象狀態特に氣温並湿度を調査し以て織物生産上最も適當なる恒温、恒濕

の度合を發見し、將來福井縣織物業の改善發達に寄與せむが爲左記調査要項に依り昭和十一年七月縣立工業試驗場並福井測候所に其の共同調査を委嘱したり。

#### 一、調査方法

- (一) 調査織物の品種は羽二重、双人平の二品種とす。
- (二) 調査工場は織機臺數一〇臺より三〇臺の範圍とす。
- (三) 温湿度の調査は織布工場に就てのみ行ふ。
- (四) 調査區域は縣内各地の總括的狀況を知る爲め平坦部山間部海岸部の三地區を選ぶ。
- (五) 調査工場數は一地方一品種四戸とし之れを綜合平均せしむ。
- (六) 調査期間は各品種同一時季同一期間(最少一ヶ月間)行ふ。

#### 備考

- 一、調査期間は建前としては春夏秋冬年四回行ふべきも最初は何れの時季にても良き故一季のみ試む。
- 二、織布工場の外準備工場等相當關係影響すべきも繁雜をさける爲初回は製織工場のみに行行ふこと。

#### 二、調査事項

工場概況

- (一) 工場名 工場所在地
- (二) 沿革 (設立年月)組織
- (三) 工場建築 (様式、床、面積、窓面積、通風、採光等)
- (四) 機械器具 (原動機、傳導装置、設備機械、臺數、器具、備品等の外特に湿度に影響あるべきもの)
- (五) 作業状況 (製産品種、作業時間、工費等)

三、温湿度調査(本調査の主眼目)

工場の所在地方、建築、附近の氣象狀況を知らしめ温湿度の變化を先の問題的又は連續的方法に依つて調査し繼續的に工場内温湿度の變化が氣象並に工場狀況により如何に變化するかを知らしむるにあり。

温湿度の調査については

- (一) 場所 (場内、場外、階下、階上、窓側、内部等)
- (二) 時間 (午前、午後)
- (三) 自記湿度計に依るか又は乾濕球寒暖計によりて表に記入せしむ。

- (四) 晴雨風向其の他の氣象狀況
- (五) 調節装置の有無 其の他

四、能率調査

本件は温湿度調査に附帶せしめて關係的に見たる生産能率を知るにあり。

A 織布生産高の調査

織物の組成 (幅長密度原料使用量目、生産數量織上率)

織機臺數 持臺數 女工數 回轉數

糊付方法 (糊の調合焚方、糊付操作、乾燥、其の他温湿度に關係ありと認むるもの、季節的調整法等)

(1) 生産高の調査方法

織機の様式 織機別回轉數及び毎日定時に回轉數を測定、緯管の大きさ、分銅目方、ベルトの長等。

- (イ) 各織機に付先年度能率調査に用ひたるが如き織上り反數記入表を女工にあてがう。
- (ロ) 工場監督者をして一枚の表に織機番號別に毎日の織上り反數を記入せしめ毎日の合計及び調査期間の合計を下らしむ。

(此の表に依る毎日の織上り反數即ち織上り率は毎日温度變化とを對照せしむる時は温度と製織との關係判明す)

但し此の表については各種の狀況變化例へば糊付の變化毎日作業時の變化女工の出缺早退等を記入す。

(ハ) 特殊調査として出來得れば各工場共標準女工三臺持二人に付毎日の織上箇所は脱落染料にて印花し織上後一反一反につき毎日の織上ヤールを記録し之を先の(ロ)、(イ)並に作業時間と對照して變化狀況を調査すること。

(2) 製品の出來上りに及ぼす影響調査

特に湿度に影響ある作品の出來上りにつき(例へば幅詰り、打込班織段ヒケ整經幅長と織上り品の幅長の變化一反の目方等)(1)の(ハ)のものにつき繼續調査を爲す。

B 運轉狀況の調査

- (一) 織機回轉數 (湿度と同時に定時測定)
- (二) 動力の消費 (メートル器の消費量、毎日の運轉臺數、下拵の關係等)
- (三) 機械故障、保全、糸持、其の他による織機別運轉停止時間の記入
- (四) 原因別機械故障の回數其他

毎日午前午後に分け女工より運轉士に申出でたる故障を原因別に運轉士に記入せしめ之れを温度關係のものにつきひろい出す例へば湿度に關係あるものとして紋紙、紋機の故障ひけ(杼打)織段(送出巻取)織機の故障、糸切、ヘゲ緯切回數等)

C 作業者の調査

- (一) 温湿度と疲勞發汗等の關係を知ること
- (二) 服裝其の他生理的必要事項の測定
- (三) 作業時間と女工の出缺に及ぼす關係  
(通勤、寄宿、勤続年限、移動狀況、賃銀支拂法等)

三、敦賀市に於ける中小商業者の經營調査

曩に市制を實施し躍進途上にある敦賀市に於ける中小商業者の經營管理の資料に充つる爲同市に於ける中小商業數種類に就き各上中下の三種に區別し各當業者の金融狀況並に營業經營管理等經濟狀態を調査することとし昭和十一年七月縣立敦賀商業學校に之れが調査を委嘱したり。

四、福井縣に於ける機業を中心とする商工業の經營研究

(イ) 研究の目的

福井縣下に於ける機業は縣產業界の根幹たる地位を占め、之れに關連する生糸、人絹糸及其他の



織物原糸商並に織物商の發達も亦顯著なり。其他金融、保險、運送等の補助的商業及鐵工業、染色業等の附隨的工業も特異なる發展を爲しつゝあり。實に福井縣に於ける商工業にして機業と依存關係を有する範圍は頗る廣汎なるものあるを以て、是等商工業に關する研究を遂げ以て福井縣商工業將來の資料の一端に供せん爲左記研究要項に依り昭和十一年七月福井商業學校教諭（福井縣社會教育指導員）片山德行氏に之れが調査を委嘱したり。

(ロ) 研究の範圍

本研究の對象たる商工業は機業の消長盛衰に關するものなるにつき先づ福井縣機業史を敍し機業に關係の密接なるもの大體左の事項につき調査研究を爲すものとす。

第一 福井縣機業史

本縣機業發達の經過を其發達順により左の如く調査せんとす。

- 一、奉書紬時代
- 二、羽二重時代
- 三、縮緬時代
- 四、絹紬時代
- 五、人絹時代

第二、原糸商業取引及經營

本縣織物の原糸たる生糸、柞蠶糸、人絹糸等の商業取引及店舗經營等を研究す。

- 一、原糸の需給狀況  
(生糸、柞蠶糸、絹紡糸、綿糸、人絹糸、ステールブルフアイバー)

- 二、取引方法
- 三、翠 慣 習
- 四、店舗の組織
- 五、帳簿組織 (帳簿及傳票)
- 六、原糸關係の各種團體狀況

第三、織物商業取引及經營

本縣織物たる羽二重、絹紬、富士絹、人絹織物其の他の製品に關する商取引及是等店舗の經營を研究す。

- 一、織物の需給狀況
- 二、取引方法
- 三、商 慣 習
- 四、店舗の組織

- 五、帳簿組織
- 六、織物關係の各種團體狀況

第四、補助商業の狀況

機業中心の商工業の發達を補助助長する左記商業に關し研究す。

- 一、金融 (特殊銀行、普通銀行、信託會社)
- 二、倉庫
- 三、保險
- 四、交通
- 五、通信
- 六、取引所
- 五、調査費

以上調査研究委囑の爲支出したる經費總額は一、六〇〇圓なり。

第二目 中小商工業振興施設

一、經濟常識講座の開設

我國内外の時局重大なる今日經濟常識を涵養して、生活の充實と産業の振興に努め、以て我國運

の進展に貢獻し益々日本精神を發揚するは現下極めて緊要なるものあるを認め、本財團は福井商業學校教諭(福井縣社會教育指導員)片山德行氏を講師とし地元町村役場。商工團體の後援の下に經濟に對する基礎的知識の涵養を圖るを目的に經濟常識講座を開催し、一般縣民就中小商工業關係者の經濟についての認識を深むると共に本財團事業の概要を説明して之が活用を要望したるに各地共頗る盛況を極め相當効果を收むるを得たり、講座の狀況左の如し。

イ、講座の要項

第一日 (十二月十八日午後七時より)

産業發展と外國貿易

- (一) 本邦産業の發展
- (二) 本邦外國貿易の躍進
- (三) 貿易躍進の原因
- (四) 外國爲替相場の話
- (五) 經濟フロックの話
- (六) 統制經濟の話

第二日 (十二月十九日午後七時より)

經濟と財政の基本知識

- (一) 經濟と財政との關係
- (二) 租税、公債、低金利
- (三) インフレーションの話
- (四) 商況記事の解説



二日八十五名第三日六十五名の聴講者ありて極めて熱心に受講せり。

講習要項

第一日（六月二十二日午後八時より）

陳列装飾の概論

第二日（六月二十三日午後八時より）

飾窓陳列の實演

第三日（六月二十四日午後八時より）

繁昌する店舗の構へ方及び實物幻燈により各種のウ井ンドーに就き説明す

(2) 小賣商店經營指導講演會並座談會附臨店診斷

昭和十二年三月三日より同六日に至る四日間小賣商店經營改善指導の權威者

東京市産業局内

日本能率聯合會常務理事

東京市商工相談所囑託

岡田理一氏

を招聘し敦賀外五ヶ所に於て地元商工團體と共同し商店經營指導講演會並座談會を開催し併せて希

望者の臨店診斷を實施したるに地元商工團體並當業者より極めて適切なる催しなりとて非常に歓迎せられ多大の効果を收め得たり、各開催地の狀況左の如し。

開催月日	開催地	開催場所	聴講人員	臨店診斷數
三月三日	敦賀町	敦賀商工會議所	六八	六
同日	小濱町	小濱町公會堂	六一	一二
同四日	武生町	武生町公會堂	三〇	一
同五日	鯖江町	鯖江町公會堂	一六〇	二
同日	三國町	三國町公會堂	一八〇	一
同六日	大野町	大野町公會堂	一二〇	一一

因に同月七、八の二日間福井市に於て福井市役所主催、本財團後援の下に同様講演會、講習會、座談會並臨店診斷を實施したり。

(3) 商店經營指導映畫

小賣商店經營を指導しその更生打開を圖る一助として昭和十二年三月商店經營指導映畫「更生」「接客」の二種を購入し福井縣下商店街を巡回映寫することとし、同年三月福井商工會議所及大谷

派福井別院經營幼稚園の二ヶ所に於て映寫會を開催したり、同映畫の梗概を示せば次の如し。  
映畫「更生」

梗概

現下小賣商困窮の實情を洋品店、乾物店によつて示し、先づ洋品店が心機一轉し經營の改善に當り、見事更生し、やがてこれがリーダーとなつて、その街の發展繁榮策を構じ、街全體が繁昌するやうになつたといふ小賣店更生の物語である。

而して洋品店の更生において一般小賣店の自覺を促し、更に科學的經營の實際を示し、その街の繁榮においては商店會の大團結一致協力の必要さを如實に示したものである。

映畫「接客」

梗概

店員の接客、應對、サーヴィスのいろいろな場面を出し、店員の接客はかくあらねばならぬことを如實に示し、その會話によつて上手な言葉遣ひを教へ、そのそれぞれに親切な解説を加へたものである。

いはゞ接客法、サーヴィス教本の映畫化といふべきもので更生が物語風になつてゐるのに對して、これは寫眞的なものである、而して前者「更生」は店主を中心として製作されたもので

あるのに對し後者「接客」は店員を中心として製作されたものである。

(4) 其の他

昭和十年六月八日福井縣會議事堂に於て開催されたる工業組合中央會福井縣支部大會に於ける商工次官吉野信次氏並東京帝國大學教授經濟學博士本位田祥男氏の講演は中小工業家に對し頗る有益なりしを以て之れを廣く工業家に周知徹底せしむるは中小工業振興上極めて緊要なるを認めその要旨を五、〇〇〇部印刷に附し主として福井縣下に於ける機業家に頒布したり。

以上施設事業に要せし經費一、二九二圓なり。

三、助成事業

中小商工業の振興指導の爲それぞれ施設したる事業にして適切なりと認むる左記五團體に對し助成金を交付し其の事業の達成を期したり。

助成年月	助成金額	助成事業	被助成團體
昭和十年二月	一五〇 <sup>四</sup>	金工部設置	武生南尋常高等小學校
昭和十一年五月	二〇〇	産業安全福利展覽會開催	福井縣工場協會
同年九月	五〇〇	商業相談所設置	福井商工會議所

同	二〇〇	工業科特設	吉田郡松岡尋常高等小學校
同	二五〇	方面事業の達成	吉田郡實業青年學校 福井縣方面委員聯盟

第三目 販路擴張並紹介宣傳

福井縣重要産業貿易上本縣と密接なる關係を有する滿洲、關東洲、北支及其の他の方面に對し縣内物産の紹介、宣傳、取引斡旋等を爲すと共に之等市場に於ける外國其の他の競争に對する善後策を調査研究するは商工業の進展上極めて緊要なるものあるを認め左の事業を實施或は助成し經費一、五五〇圓を支出したり。

イ、紹介宣傳員派遣

昭和十年七月理事福井縣經濟部長柳井義男氏を滿洲に派遣し同地輸入商の重なる者と座談會を開催し物産の紹介、宣傳に努め又昭和十一年一月福井縣商工主事補小泉進八氏を濠洲に派遣したる際同地重なる取引者と懇談會を開き縣産品の販路擴張に資する所ありたり。

ロ、繪葉書發行

福井縣重要物産たる絹・人絹織物・漆器・製紙・打込物・蚊帳・眼鏡・瑪瑙細工品等を集録したる繪葉書貳千部(五枚一組)を印刷し内地は勿論廣く海外に頒布し之れが紹介、宣傳に努めたり。

ハ、助成事業

福井縣物産の販路擴張に資する爲施設事業の見るべきものある左記三團體に對し助成金を交付し其の事業の達成を期したり。

助成年月	助成金額	助成事業	被助成團體
昭和十年二月	二五〇 <sup>円</sup>	副業物産販路擴張	福井縣副業組合聯合會
昭和十一年九月	一〇〇	新興輸出織物圖案研究	福井縣新興織物圖案研究會
同	三〇〇	重要物産の宣傳	福井觀光協會

第四目 海外市場調査

福井縣に於ける重要物産中海外輸出の王座を占むるものは織物類にして昭和十一年中の生産額一億二千八百餘萬圓の内一億六百餘萬圓を輸出する狀況にあり従つて海外市場に於ける之れが需要の振否は直ちに縣民の利害消長に影響する所極めて大なるものあるに鑑み本財團は海外に於ける市場開拓の爲昭和十一年一月福井縣商工主事補小泉進八氏を囑託員として濠洲各市場に派遣調査せしめ其の結果を齎して同年四月福井市公會堂外數ヶ所に於て當業者等の會同を求め報告會並座談會を開催したるに極めて有益なりしとの好評を博したるを以て引續き各方面に派遣するの方針を採れり。

第五目 發明考案の表彰並研究助成

商工業の進歩發達を期するには之に關する凡ゆる發明考案を獎勵し以て新規工產品の創製を助長するの緊切なるものあり此の意味に於て福井縣民の發明考案にして未だ完成せざるも商工業の發展に著しく効果を齎したりと認むる者を表彰し或は其の發明考案にして未だ完成せざるも商工業の發展に寄與するの見込あるも研究費に乏しく之れを助成せば完成の見込あるものに對しそれぞれ補助金を交付して其の研究を助成したり。

表彰並助成者を擧ぐれば次の如し。

(イ) 表彰

表彰年月	發明考案の種類	表彰金	發明考案者
昭和十年二月	若狭塗箸模様印刷機創作	一〇〇 <small>円</small>	遠敷郡西津村 鐵次郎
同	漆器木地乾燥法考案	一〇〇	今立郡河和田村 與三郎
同	輸出織物検査用不減印肉發明	一五〇	福井市豊町 力松
同	管巻機及同綾振装置の發明	一〇〇	福井市寶永下町 嘉六
同	織物製織用杼の改良	一〇〇	福井市尾上下町 豊治

(ロ) 助成

助成年月	發明考案の種類	助成金	發明考案者
同年十月	整經機制動装置の發明	二〇〇	福井市寶永下町 富永 太郎
同	山本式ジャカード機の考案	二〇〇	吉田郡森田町 仙太郎
昭和十一年九月	「ハイドロサルファイト」を精練槽に添加して精練と漂白を一浴に行ふ精練方法の發明	金盃一個	福井市寶永上町 誠三郎
同	漆器用定時自動回轉装置附風見の考案	一〇〇	大野郡大野町 與市
同	動力傳導装置車軸の自動給油器	一〇〇	福井市日ノ出下町 留吉
同	耙 <small>榜</small> 七谷式農榮號碎土器	一〇〇	南條郡神山村 土谷 六右衛門
同	打鍵機 越前式ベルトハンマー機	一〇〇	同 福井郡大野町 忠次郎
同	棟瓦製造用型	一〇〇	大野郡大野町 村田 梅吉
昭和十年二月	セロファン紙應用織物の製織考案	三〇〇 <small>円</small>	吉田郡圓山西村 黒川 作人
同	自動經糸結接機の發明	六〇〇	福井市手寄下町 橋詰 喜助
同年十月	同 (再助成)	七〇〇	同 同 人

同	織物應用 金銀糸の考案	三〇〇	福井市老松上町 合資会社伊澤機料店 代表社員 牧田富之助
昭和十一年九月	織物準備工程の糊附、乾燥、繰返 及整經等を連続的に爲す自動機械 並装置の發明	三五〇	福井市寶永下町 橋詰 太郎
同	醫療藥品製造研究	二五〇	大野郡勝山町 伊藤安右衛門

第六目 工産助成

福井縣工産品たる織物の加工又は漆器の改良發達を促進する爲空氣壓縮塗工裝置機及附屬品一式を購入し之を福井縣商品陳列所に備付け當業者の研究資料に供し又新に工業の刷新、新興を圖り或は地方工業の發展助長を目的として施設したる左記五團體に總計一、四〇〇圓の助成金を交付し其の事業促進を圖りたり。

助成事業	助成金	助成團體
水産物加工施設事業	三〇〇 <sup>円</sup>	越廼水産青年學校
同	三五〇	田烏水産青年學校
水産物加工獎勵施設	二〇〇	福井縣水産會

蠶絲改良普及事業	五〇	大日本蠶絲會福井支會
若狹天鷲絨輸出振興事業	五〇〇	若狹天鷲絨輸出織物振興會

第七目 商品見本の蒐集、配布

産業の興隆貿易の發展を期するには常に海外の需要、嗜好、趣味、流行の變遷等を調査研究するの必要あるを以て本財團は昭和十年六月英、米其の他の商品見本各六種を購入し又昭和十一年一月濠洲及上海市場に於て本邦と競争商品たる英、米、佛、獨等の絹織物一百餘種を購入し之を當業者に展示し尙昭和十一年十月新規織物圖案參考資料として滿支圖案精華大成一部を購入し之を縣立工業試験場に備へおき當業者の閱覽に供しつゝあり其の他當業者團體等にして此の種施設を爲し又は優秀商品見本帳を作製して内外市場に配布し販路擴張に資するものに對しその事業を助成したるもの次の如くにして以上の各施設に要せし經費は二、九一一圓餘なり。

施設事業	助成金	助成團體
商品見本帳作製配布	五〇〇	越前産紙卸商業組合
同	五〇〇	同



同	五〇〇	福井縣絹人絹糸布輸出組合
同	五〇〇	福井縣輸出絹織物振興獎勵會
全國紙製品同加工品見本蒐集	三〇〇	越前製紙工業組合

第八目表 彰

事業經營施設等優良にして他の範とするに足るものと認めらるる商工団体及優良なる商工學校生徒、商工業者、商工従業員等にして表彰したるもの次の如し。

(イ) 團體

表彰年月	表彰事由	表彰金	表彰者氏名
昭和十年二月	越前製紙の聲價向上に努め斯業の振興に寄與す	三〇〇 <small>円</small>	今立郡岡本村 越前製紙工業組合
同	人絹ポイルの聲價向上に努め斯業の振興に寄與す	一〇〇	福井市佐久良中町 福井縣人絹ポイル工業組合
同	組合員和衷協同天鷲絨織物の振興に努む	二〇〇	遠敷郡鳥羽村 若狹天鷲絨織物組合
同 十一年十月	組合員和衷協同織物業の振興に寄與す	三〇〇	大野郡大野町 保證大野織物信用購買組合 利用販賣組合

(ロ) 學校生徒

學校名	昭和十年三月 表彰者數	昭和十一年三月 表彰者數	昭和十二年三月 表彰者數	計
縣立敦賀商業學校	三	三	四	一〇
市立福井商業學校	三	三	四	一〇
縣立工業學校	二	二	四	八
福井順化商業青年學校	一	二	二	五

備考

在學中品行方正、學術優秀なる中等學校生徒には腕時計、商業青年學校生徒には腕時計又は置時計各一個を贈り之を表彰す。

(ハ) 商工業者、同従業員

(1) 商工業者

表彰年月	表彰事由	表彰	表彰者
昭和十年二月	多年輸出絹織物の進暢と公共事業に盡瘁す	金盃一個	福井市大和中町 多吉

(2) 商工従業員

業 務 別	勤 績 別				計
	二十年以上	三十年以上	四十年以上	五十年以上	
機業關係者	五四	一	一	一	五四
商業關係者	二〇	六	二	一	二九
漆器關係者	四	一	一	一	五
打及物關係者	一	一	一	一	一

一名に對し表彰金として一〇圓乃至五〇圓總計一、一七五圓なり。

(二) 其 の 他

中小商業者の經營改善の第一歩として福井商工會議所、大野、武生兩町商工會主催の下に店頭陳列裝飾競技會開催につき優等入選者に賞品として福井市金賞一名銀賞三名銅賞七名大野町一等二名二等二名武生町一等より五等まで各一名に各銀盃一組又は一個を贈り之を表彰したり。

年額百餘萬圓を生産する越前漆器の主産地今立郡河和田漆器業組合は品質の改良と其の發達を圖る爲昭和十年十二月越前漆器競技品評會を開催につき斯業獎勵の爲入賞者優等二名一等三名二等八名にそれぞれ賞品を贈り之を表彰したり。

福井縣特産品として二百年の歴史を有する若狹瑪瑙細工の改良發達を圖る爲遠敷郡遠敷村若狹瑪

瑙業組合主催の下に昭和十一年三月瑪瑙製品並同原型競技品評會を開催したるにつき斯業獎勵の爲入賞者優等一名一等三名二等六名にそれぞれ賞品を贈り之を表彰したるが更に同村遠敷尋常高等小學校に於ては豫てより郷土産業たる瑪瑙細工への聯絡と勤勞、情操教育に資する爲手工料として粘土細工を實習せしめつつあるを以て右品評會を機會に兒童粘土細工品展覽會を開催したるにつき斯種教育の向上と延て地業産業への貢献に資する所大なるものあるを認め入賞者優等一名一等二名二等四名三等六名にそれぞれ賞品を贈り之を表彰したり。

年額二五〇萬圓を産出する越前製紙の主産地今立郡岡本村株式会社西野商會にては近時美術紙の漸く市場に聲價を高めつつある現狀に鑑み同地工業組合と連繫して昭和十二年三月越前製紙新規創作競技會を開催につき之が新興獎勵上入賞者第一位より第五位までの五名に對し銀盃一組又は一個を贈り之を表彰することとせり。

福井縣警察部健康保險課に於ては同縣下に於ける政府管掌健康保險被保險者たる工場従業員四萬五千人の健康保持と體力増進を圖る爲毎年工場従業員體育運動會を開催するにつき本財團より昭和十一年八月優勝旗一本を又同年十一月各種競技一等入賞者にそれぞれ賞品を贈り體育獎勵に資したり。

以上創立以來昭和十二年三月末日までに表彰費として支出したる總額は三、一一〇圓餘なり。

第九目 託兒所施設助成

纖維工業の盛なる福井縣地方に於ては従業員の大部分が女子にして之等の中には幼兒を工場内作業場に伴ひ作業に従業するの舊慣ありて幼兒の健康上は勿論往々危険を伴ふことなしとせざるのみならず作業能率にも影響する所極めて尠しとせざるにつき之等の幼兒を主として保護するを目的とする既設託兒所又は新に設置せんとする託兒所其の他市街地商工労働者の幼兒を保育收容する託兒所に對し其の事業を助成したるもの次の如し。

助成年月	助成金額	助成者名
昭和十年二月	二〇〇 <small>円</small>	福井市日ノ出下町 日ノ出善隣館
同	三〇〇	坂井郡春江村 江留上託兒所
昭和十年十月	五〇〇	福井市日ノ出下町 日ノ出善隣館
同	五〇〇	坂井郡春江村 江留上託兒所
昭和十一年九月	四〇〇	福井市日ノ出下町 日ノ出善隣館
同	三〇〇	大野郡勝山町 町立勝山町託兒所

第十目 賑恤救済

福井縣出身渡滿部隊員家族並上海事件に原因する傷疲兵にして商工業に關係を有し且生活困難の爲軍事救護法に依り救護を受くる者又は之と同一程度に在りと認むる者七十名に對し昭和十年十二月總額四九〇圓(一名五圓乃至三〇圓)を又昭和十一年十二月六十一名に對し總額三四〇圓を贈り之を慰問したり。

第十一目 育英事業

福井縣在住者又はその縁故者の子弟にして成績優良なるも學資に乏しく勉學十分ならざる者に對し學資を給貸與することとし志願者中より左の通採用し、中等學校生徒には在學中一ヶ月一名金一〇圓宛を給與し又專門學校、高等學校生徒には本人勉學の事情を斟酌し在學中一ヶ月一名三〇圓乃至三五圓を貸與することに決し、昭和十年度二七〇圓昭和十一年度一、六八八圓の育英費を支出したり。而して昭和十一年三月末支給人員は商業學校生徒八名工業學校生徒二名商業專門學校生徒二名工業專門學校生徒一名高等學校理科一名の合計十四名なり。

採用年月	中等學校	專門學校	高等學校
昭和十年十月	二	一	一
昭和十一年四月	二	一	一

同年七月	三	一
同年九月	一	一
昭和十二年三月	五	一
合計	一二	三

第十二目 商工團體助成

商工業組合其の他の團體等にして基礎十分ならざるも將來發展の見込あるものに對してはその施設事業の状況に應じ助成金を交付し事業の達成に努めたるもの次の如くにして此の助成金總額五、一五〇圓に達す。

助成年月	助成事業	助成金額	助成團體名
昭和十年二月	打及物の試験研究調査	二〇〇	南條郡武生町 越前打及物製造組合
同	組合製糸工業設備	二五〇	丹生郡織田村 有限丹生蠶糸販賣組合 購買三共社
同	福井縣商工教育振興	一〇〇	福井縣實業教育振興會
昭和十年十月	貨物自動車購入	四〇〇	福井市城町 福井縣木炭卸商業組合

同	製作品競技會開催	三〇〇	今立郡河和田村 越前漆器業組合
同	設備改善施設	二五〇	大野郡西谷村 有限西谷村蠶糸販賣組合 蠶榮社
同	組合事業普及指導	五〇〇	工業組合中央會福井縣支部
昭和十一年九月	瑪瑙製品並同原型競技品評會開催及瑪瑙原型購入	三五〇	遠敷郡遠敷村 若狭瑪瑙工業株式會社
同	販路擴張並先進地視察	三〇〇	丹生郡宮崎村 越前陶器組合
同	共同施設	二五〇	福井縣敦賀市 敦賀昆布商業組合
同	共同施設	二〇〇	大野郡大野町 大野菓子商業組合
同	製品検査事業施設	三五〇	福井市佐佳枝上町 福井内地向絹人絹織物工業組合
同	共同施設	二五〇	遠敷郡小濱町 若狭塗箸工業組合
同	共同施設	二〇〇	坂井郡丸岡町 丸岡町細巾マーク織物工業組合
同	共同施設	二〇〇	南條郡武生町 越前打及物工業組合
同	製品品評會開催	二〇〇	福井縣醬油釀造組合聯合會
昭和十二年三月	組合事業普及指導	三五〇	工業組合中央會福井縣支部

同	工場従業員共同炊事場新設	五〇〇	吉田郡下志比村 志比堺織物信用購買利用組合
---	--------------	-----	--------------------------

第十三目 小額融資事業

近時に於ける中小商工業者の窮状は其の因由する所多々あるべしと雖も、就中金融難に原因するもの尠しとせず、殊に銀行又は商工中央金庫等の金融機關を利用し得ざる庶民階級に屬する小商工業者の困憊は一層甚だしき實状にあるに鑑み之等小商工業者を更生發展せしむるの方途を講ずるは現下極めて喫緊なるを認め、昭和十一年七月本財團に融資部を設け、別掲規定に基き仕入資金・營業資金・要具資金其の他營業上に要する小額資金の貸付を實施したり、實施以來貸附状況左の如し。

辨濟區別	融資金額	福井市	大野町	三國町	小濱町	計
三回分割拂	一〇〇 <small>円</small>	一	一	一	一	一
五回分割拂	一〇〇	一	一	一	一	一
十回分割拂	一〇〇	二	一	一	二	六
満期一時拂	一〇〇	一	一	一	一	一
計	一	四	一	一	二	八

第六章 基金寄附者追悼法會

本財團は昭和九年九月十八日故西野藤助氏の生前處分に因り寄附せられたる金六拾萬圓を以て創立せられ同年十二月十八日主務大臣より之が設立許可あり爾來著々事業開始準備を進め愈々昭和十年二月十八日第一回表彰並助成金交付式を舉行するに決したるを以て之に先だち同日午後一時より福井市本派本願寺福井別院に於て佛式により故人の追悼法會を執行したり會する者故人の親族を始め福井市内各官公衛長、縣下町村長第一回表彰並助成者等二百餘名にして故人の遺徳を偲びつゝ盛會裡に終了したり、當日に於ける本財團理事長の追悼の辭次の如し。

追悼の辭

本日茲に故正六位勳七等西野藤助氏の命日に際し君が靈を祈り財團設立の報告追悼法會を嚴修するに方り謹みて君の英靈に申上げ度いと存じます  
君は夙に本縣織物の振興に意を注ぎ辛酸を具にするも意に介することなく周密なる思慮を拂ひ常に世態を達觀し先覺者として克く業界を誘掖指導されたる功績は擧げて數ふべくもありません  
君が勞功長くも天聽に達するや正六位追賜の恩典に浴しましたことは獨り君が餘榮而已でなく實に本縣の榮譽として永へに聖恩に感激し奉り君の遺業を繼ぎ淬勵の努力を致すべきであると存じます

願るに昨年九月君病愈々篤く病床に呻吟さるゝ裡にも只管縣商工業の進展を希ひ巨額の私財を寄附せられ設立を計畫せられた本財團は直ちに各汎の計畫を進め舊臘十八日商工、内務、文部三大臣の許可を得て設立完了し爾來着々御遺志に副ひ只管商工業の進暢に資すべく萬全の方策を講じつゝありまして後刻本財團最初の事業として斯業關係の向に獎勵或は表彰を行ひ以て先づ御意圖を具體化する御一步を踏み出す事となりました

本日君と永劫のお別れをした當院に於て追悼法會を嚴修し本財團の結成を御報告致すに方り君の風貌なほ髣髴として眼前に在るが如く一入哀惜を覺え今更ながら徳望を追憶し感慨無量なるものがあります

本縣商工業の現状は勿論將來とても必ずしも坦々たるものでなく先覺達見の士を要するや切なるものある時君の御在世を顧み哀情綿々として盡きざるものがあります只々君の篤志に培ひ本財團を有効適切に管理運用して本縣斯業の健全なる發展を圖り併せて後進をして感奮興起せしめ以て君の嵩高なる御遺志を永遠に意義あらしめたいと誓ふ次第であります本日追悼法會に方り君の遺業を偲び謹みて財團設立を御報告申上げ併せて御冥福をお祈り致します

昭和十年二月十八日

西野藤助 報謝財團

理事長 近藤 駿介

諸 規 程

## 西野藤助報謝財團寄附行爲

### 第一章 總 則

第一條 本財團ハ西野藤助ノ生前處分ニ因リ寄附セル金貳拾萬圓(四分利國庫債券、公債證書)ヲ以テ之ヲ設立ス

第二條 本財團ハ西野藤助報謝財團ト稱ス

### 第二章 目的及事業

第三條 本財團ハ商工業ノ進歩發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本財團ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、商工業ニ關スル調査、研究及指導
- 一、商工業ニ關スル發明及考案ノ助成
- 一、商工業施設改善助成
- 一、商工團體竝ニ其ノ従業員ノ表彰
- 一、商工教育ノ獎勵
- 一、商工業者ニ對スル賑恤救濟

一、其ノ他本財團ノ目的達成ノ爲必要ナル事項

### 第三章 事務所

第五條 本財團ノ事務所ハ福井市城町四號字本丸一番地ノ一福井縣廳内ニ置ク

### 第四章 資産及會計

第六條 本財團ノ資産左ノ如シ

一、基本財産

イ、西野藤助ヨリ寄附シタル金貳拾萬圓（四分利國庫債券及公債證書）

ロ、將來同人ノ生前處分ニ依リ基本財産ニ編入スヘキ旨ヲ指定シテ親族ヨリ寄附アルヘキ金四拾萬圓（四分利國庫債券）

ハ、理事會ノ決議ニ依リ毎年度ノ剩餘金中ヨリ繰入レタル資産

第七條 本財團ノ經費ハ前條基本財産ヨリ生スル果實、寄附金其ノ他ノ收入トス

第八條 基本財産ハ確實ナル銀行ニ預入レ又ハ信託ニ附スルモノトス

第九條 基本財産ハ之ヲ處分スルコトヲ得ス但シ毎年度ノ剩餘金中ヨリ繰入レタル資産ハ理事全員ノ同意ヲ以テ之ヲ處分スルコトヲ得

第十條 毎年度ニ於ケル剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ又ハ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ基本財産ニ繰入ルル

モノトス

第十一條 本財團ノ會計年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十二條 本財團ノ經費豫算ハ毎年度開始前理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ年度終了後二月以

内ニ監事ノ監査ヲ受ケ理事會ノ認定ニ附スルモノトス

### 第五章 役員

第十三條 本財團ニ理事五名監事二名ヲ置ク

理事ハ福井縣知事及福井縣經濟部長、福井縣學務部長ノ職ニ在ル者及西野藤助ノ親族中ヨリ二名監事ハ福井縣總務部長ノ職ニ在ル者及西野藤助ノ親族中ヨリ一名ヲ以テ之ニ充ツ

前項西野藤助ノ親族中ヨリノ理事及幹事ハ理事長之ヲ選任ス

西野藤助ノ親族中ヨリ理事長ノ選任スル理事及幹事ノ任期ハ三箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

理事ト監事トハ相兼ヌルコトヲ得ス

第十四條 理事長ハ福井縣知事ノ職ニ在ル者之ニ當ル

理事長ハ本財團ヲ代表シ事務ヲ總理ス

理事長事故アルトキハ福井縣經濟部長ノ職ニ在ル者又ハ他ノ理事之ヲ代理ス

第十五條 監事ハ資産及事業ノ執行狀況ヲ監査ス



第十六條 本財團ニ左ノ職員ヲ置ク

幹事 二名  
主事 若干名  
書記 若干名

幹事ハ福井縣商工水産課長及福井縣會計課長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充テ主事及書記ハ理事長之ヲ任免ス

幹事ハ理事長ノ命ヲ受ケ庶務ヲ掌理ス

主事ハ上職ノ命ヲ受ケ事務ヲ分掌ス

書記ハ幹事ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ従事ス

#### 第六章 理事會

第十七條 理事會ハ理事長必要ニ應シ之ヲ招集ス

理事會ノ議長ハ理事長之ニ當ル

理事會ハ理事二名以上出席シ出席者二名以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

第十八條 左ノ事項ハ理事會ノ決議ヲ經ルヲ要ス

一、豫算ノ議決及決算ノ認定ニ關スル事項

一、事業遂行ニ關スル重要事項

一、資産ノ管理ニ關スル事項

一、其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十九條 監事又ハ理事一名以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ理事會ノ開會ヲ請求シタルトキハ理事會ヲ開クヲ要ス

#### 第七章 寄附行爲ノ變更及解散

第二十條 本寄附行爲ヲ變更セントスルトキハ理事會ノ決議ヲ經テ主務官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第二十一條 本財團ヲ解散セントスルトキハ理事會ニ於テ理事全員出席シ全理事ノ同意ヲ得主務官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

前條ノ場合ニ於テ殘餘財産アルトキハ商工資金トシテ福井縣ニ寄附シ本財團ノ目的ニ類スル目的ノ爲ニ之ヲ處分スルモノトス

#### 附 則

第二十二條 本寄附行爲ノ施行ニ付必要ナル規程ハ理事會ノ決議ヲ經テ理事長之ヲ定ム

第二十三條 本財團設立當初ノ會計年度ハ設立認可ノ日ヲ以テ始マル

第二十四條 設立當時ノ理事及監事左ノ如シ

理事	(福井縣知事)	近藤駿介
同	(福井縣內務部長)	辻野三郎
同		西野幸作
監事		西野市兵衛

西野藤助報謝財團學資給貸與規則

第一條 本財團ハ商工教育獎勵ノ爲學術優秀、品行方正、身體強健ニシテ學資ニ乏シキ者ニ學資ヲ給與又ハ貸與ス

前項學資ノ給貸與ヲ受ケ得ル者ハ左ノ各號ニ該當スルモノニ限ル

- 一、福井縣在住者若ハ福井縣縁故者ノ子弟タルコト
- 二、左ノ商工關係ノ學校ノ一ニ在學スル者但シ大學豫科又ハ高等學校(尋常部ヲ除ク)ニ在學スル者ニシテ將來商工教育ヲ受クルコト確實ナリト認メラレタル者ハ本號ノ在學者ト看做ス

- イ、官公私立大學
- ロ、官公私立專門學校
- ハ、官公私立中等學校

第二條 學資ノ給貸與ヲ受ケントスル者ハ願書(書式第一號)ニ左ノ書類ヲ添付シ毎年十二月末日迄ニ理事長ニ差出スヘシ

- 一、履歷書(書式第二號) 但シ自書ニ限ル

- 二、最近三箇年間ノ學業成績及性行ニ關スル學校長證明書 但シ中等學校ニ入學セスシテ上級學校ニ入學セシ者ハ專門學校入學試験檢定合格書寫ヲ添付スルコト
  - 三、戶籍謄本
  - 四、身體檢查書(書式第三號)又ハ學校醫ノ作製セル身體檢查表
  - 五、財産調査書(書式第四號) 但シ市町村長ノ證明シタルモノ
- 第三條 學資ヲ給貸與スヘキ者ハ理事會ノ決議ヲ經テ理事長之ヲ定ム
- 第四條 學資ノ給貸與額ハ本人及家庭ノ事情ヲ斟酌シ左ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム
- 一、大 學 月額五拾圓以内貸與
  - 二、高等學校、大學豫科及專門學校 月額四拾圓以内貸與
  - 三、中等學校 月額貳拾圓以内給與
- 第五條 學資給貸與ノ承認ヲ受ケタル者ハ承認セラレタル日ヨリ十五日以内ニ戶主、親權者又ハ後見人及保證人二名以上連署ノ誓約書(書式第五號)ヲ理事長ニ差出スヘシ
- 第六條 學資ノ給貸與ヲ受クル者ハ品行ヲ慎ミ誠實ヲ旨トシ學業ニ勉勵シ其ノ成績及勤惰表ハ每學年末理事長ニ提出スヘシ
- 第七條 學資ノ給貸與ヲ受クル者ニシテ休學スルモノハ保證人連署ノ上其ノ旨速ニ届出ツヘシ

前項ノ休學期間中ハ學資ノ支給ヲ停止ス引續キ休學二年以上ニ互ル者ハ中途廢學者ト看做ス

第八條 學資ノ給貸與ヲ受クル者ニシテ疾病其ノ他已ムヲ得サル事情ノ爲中途廢學セントスルトキ

ハ保證人連署ノ上其ノ事由ヲ具シ速ニ理事長ニ届出ツヘシ

第九條 前二條ノ廢學ノ場合ハ學資ノ給貸與ヲ廢止シ既ニ貸與シタル金額ハ本人又ハ保證人ヲシテ返納セシム 但シ理事會ニ於テ其ノ返納ヲ猶豫シ又ハ分納ヲ承認シ事情ニ依リテハ其ノ一部若ハ全部ヲ免除スルコトアルヘシ

第十條 學資ノ給貸與ヲ受クル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ學資ノ支給ヲ廢止シ既ニ貸與シタル金額ハ理事會ニ於テ特別ノ決定アリタルモノノ外本人若ハ保證人ヲシテ即時返納セシム

- 一、退校又ハ停學ノ處分ヲ受ケタル者
- 二、素行修マラサル者
- 三、成績不良ノ爲成業ノ見込ナシト認メタル者
- 四、其ノ他理事會ニ於テ其ノ支給ヲ廢止スヘシト認メタル者

第十一條 學資ノ給貸與ヲ受クル者又ハ受ケタル者ニシテ死亡シタルトキハ遺族又ハ保證人ヨリ本人ノ戶籍抄本ヲ添ヘ其ノ旨速ニ理事長ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テハ既ニ貸與シタル金額又ハ返納未済額ノ返還義務ヲ免除ス

第十二條 學資ノ給貸與ヲ受クル者學校ヲ卒業シタルトキハ卒業證書若ハ其ノ寫又ハ之ニ代ルヘキモノヲ添ヘ速ニ理事長ニ届出ツヘシ

第十三條 學資ノ貸與ヲ受クル者卒業其ノ他ノ事由ニ因リ貸費支給ノ止ミタルトキハ速ニ其ノ貸與ヲ受ケタル總金額ニ對シテ保證人連帶ノ借用證書(書式第六號)ヲ理事長ニ差出スヘシ

第十四條 學資ノ貸與ヲ受クル者學業ヲ了ヘタルトキハ其ノ卒業ノ月ヨリ起算シ第四年目ヨリ毎月左ノ方法ニ依リ貸與ヲ受ケタル學費ヲ返納スヘシ但シ卒業ノ月ヨリ二年以内ニ就職又ハ事業ヲ開始シタル者ハ其ノ就職又ハ事業開始ノ月ヨリ一箇年ヲ經過シタル翌月ヨリ本條ニ依リ學費ヲ返納スヘシ

返納開始ノ月ヨリ五箇年間 貸費總額ノ二百四十分ノ一

次ノ 五箇年間 貸費總額ノ百八十分ノ一

次ノ 五箇年間 貸費總額ノ百四十四分ノ一

前項毎月ノ返納金額ハ本人ノ希望ニ依リ之ヲ増加シ短期ニ返済スルコトヲ得

特別ノ事情アル者ニ對シテハ理事會ニ於テ本條第一項ノ返納ヲ猶豫シ又ハ免除スルコトアルヘシ

第十五條 親權者又ハ後見人及保證人ハ學資ノ給貸與ヲ受クル者ニ對シ本規則ヲ遵守セシメ且其ノ

成業ヲ期スルニ就キ十分監督シ連帶ノ責ニ任スヘシ

第十六條 保證人死亡其ノ他ノ事由ニ依リ保證人タル事ヲ得サルニ至リタルトキハ一箇月以内ニ更

ニ保證人ヲ定メ變更届ヲ差出スヘシ保證人其ノ住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキ亦同シ

理事長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ保證人ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十七條 學資ノ給貸與ヲ受ケタル者ニシテ就職又ハ事業ヲ爲シタルトキハ其ノ勤務先又ハ事業ノ

種類、場所及住所等ヲ詳具シ速ニ理事長ニ届出ツヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

第十八條 願書及届書類ハ福井縣廳内西野藤助報謝財團宛ニ差出スヘシ

第十九條 學資ノ支給ハ毎月十五日迄ニ其ノ月分ヲ交付ス

學資ノ月額支給ヲ受ケタルトキハ其ノ都度給費生ニ在リテハ領收證貸費生ニ在リテハ借用證書

(書式第七號)ヲ理事長ニ差出スヘシ

(書式第一號)

學資給(貸)與願 (用紙美濃紙)

本籍地  
現住所  
職業 身分 (戸主又ハ戸主某何男若ハ弟)

氏

年月日生 名

私儀何々の志望ヲ以テ何學校何科ニ在學致居(入學致度)候ニ就テハ在學中學資給(貸)與被成  
下度規定ノ書類相添へ保證人連署ノ上此段奉願候也

年 月 日

右

本人 氏

名 印

本人ト住所ヲ異ニスルモノハ

現住所

戸主 氏

名 印

年月日生

本籍地

現住所

右親權者(後見人)

氏

名 印

年月日生

本籍地

現住所

保證人 氏

名 印

年月日生

本籍地

現住所

保證人 氏

名 印

年月日生

西野藤助報謝財團理事長

殿

(書式第二號)

履 歷 書

(用紙美濃紙)

一、何年何月何學校へ入學

一、何年何月何學校卒業

一、何年何月ヨリ何年何月マテ何學校修業

一、何年何月何學校ニ入學目下何科修業中

一、賞 罰

右相違無之候也

年 月 日

本人 氏

名 印

備考 現在校在籍ヲ證スニ足ル書類添附ヲ要ス

(書式第三號)

身 體 檢 査 書

現住所

氏

年月日 名

- 一、體格 強健、中等、薄弱ノ別
- 一、身長
- 一、體重 一呼吸縮張ノ差
- 一、胸圍
- 一、視力及眼疾ノ有無
- 一、聽力及耳疾ノ有無
- 一、血壓
- 一、呼吸器
- 一、神經系
- 一、皮膚 傳染性皮膚病ノ有無
- 一、既往現在ノ疾病又ハ畸形
- 一、何々 修學上參考トナルヘキ事項

右検査候處相違無之候

年月日

住所

醫師 氏

名 印

(書式第四號)

財產調書

- 一、公社債 何々額面 何圓也
- 一、會社株式 何々額面 何圓也
- 一、貸金、所有金 何圓也
- 一、建物 何棟 何坪 時價何圓也
- 一、宅地 何坪 時價何圓也
- 一、田 何畝步 時價何圓也
- 一、畑 何畝步 時價何圓也
- 一、山林其ノ他 何畝步 時價何圓也

合計 何 圓

外ニ 借財 何 圓

右何某一家ノ財產ニ相違無之候也

年月日

本人 氏  
保證人 氏  
保證人 氏

名 名 名  
印 印 印

右財產(不動産)ニ關スル本人ノ申立ハ相違無之モノト認ム

年 月 日

市町村長名 印

(書式第五號)

誓 約 書

(用紙美濃紙)

收入  
印紙

本籍地  
現住所

氏

名

年 月 日生

右者今般 學校在學中學資金トシテ月額金 圓給(貸)與ノ御承認相受候ニ就テハ品行  
ヲ慎ミ誠實學業ニ勉勵スルハ勿論貴財團學資給貸與規則各條項ヲ堅ク遵守シ違背致スマシク  
尙規則第九條第十條及第十四條ニ依ル給(貸)與金額ノ返還ニ就テハ戶主、親權者後見人及保  
證人ハ本人ト連帶辨濟ノ責ニ任スヘク候仍テ戶主、親權者(後見人)及保證人連署ヲ以テ誓約  
候也

年 月 日

右

本人 氏

名 印

本人ト住所ヲ異ニスルモノハ

現住所

戶主 氏

名 印

本籍地	現住所	親權者(後見人)	氏	名	印
本籍地	現住所	保證人	氏	名	印
本籍地	現住所	保證人	氏	名	印

西野藤助報謝財團理事長

殿

(書式第六號)

收入  
印紙

借 用 證 書

(用紙美濃紙)

一 金 何 圓也

但シ昭和何年何月ヨリ同何年何月ニ至ル何月間毎月金何圓宛貸與ヲ受ケタル總額  
右借用候事實正也然ル上ハ貴財團學資給貸與規則ノ各條項ニ遵ヒ保證人連帶ノ責任ヲ以テ還  
納可仕候萬一滯納ノ場合ハ如何ナル後處分相成候共聊カ異儀申問敷候爲後日借用證書仍テ如  
件

年 月 日

西野藤助報謝財團理事長

(書式第七號)

印紙入

月額借用證書

(用紙美濃紙)

一金何圓也

右金額ハ貴財團學資給貸與規則ニ依リ昭和何年何月分トシテ貸與相成正ニ借用候也

年 月 日

住所地

何學校何學年在學

本人 氏

名 印

西野藤助報謝財團理事長

殿

本籍地  
住所地

本人 氏

名 印

本籍地  
住所地

保證人 氏

名 印

本籍地  
住所地

保證人 氏

名 印

殿

### 西野藤助報謝財團學資給貸與規則施行內規

第一條 新ニ學資ヲ給貸與スヘキ毎年度ノ人員ハ概ネ六名トシ原則トシテ大學(豫科ヲ含ム)高等學校、專門學校ヲ通シテ二名、中等學校四名ノ學生、生徒ヲ採用スルモノトス但シ其ノ年度ノ狀況ニ鑑ミ豫算ノ範圍内ニ於テ適宜變更増減スルコトヲ得

第二條 學資ヲ給貸與スヘキ者ハ其ノ直前三ヶ年間ノ平均成績順位總員ノ三分ノ一以上ニアラサレハ採用セス但シ特別ノ才幹アリト認メタル者ハ此ノ限ニアラス

第三條 學校ノ本質ニ鑑ミ大學豫科及高等學校ニ入(在)學スル者ノ採用ニ就テハ特ニ嚴銓スルモノトス

第四條 給貸費生ノ銓衡方法ハ左記ニ據ル

- 一、願書締切期日後一應書類ニ依リ前各條標準ニ照シ銓衡ヲ行フ
- 二、書類銓衡ニ依リ採用人員倍數以上ノ候補者ヲ選定ス
- 三、前號ノ候補者ニ就キ人物考查並身體検査ヲ施行ス
- 四、前各號ノ銓衡及考查ハ福井縣經濟部長及同學務部長ノ職ニ在ル理事之ヲ擔任ス
- 五、理事會ハ前各號ノ豫備銓衡ニ基キ正員ノ外補充員一名ヲ選拔シ正員ニ對シテハ二月中旬迄



ニ通知スルモノトス

九四

六、給貸費生ハ受験又ハ進學ノ結果ニ依リ四月中ニ理事長ニ於テ正式決定ノ上本人ニ通知スルモノトス

第五條 學資ヲ給貸與スヘキ金額ハ當分ノ内給費生ニ在リテハ一名月額拾圓、貸費生ニ在リテハ一名月額貳拾圓乃至四拾圓トシ理事長之ヲ定ム

第六條 每學期末(期末ナキ場合ハ學年末)ニ於ケル給貸費生ノ學業成績特別ノ事由ナクシテ其ノ席次總員ノ二分ノ一以下ナル場合又ハ之ニ庶シト認メタル場合ハ一應理事長ヨリ警告ヲ與フルモノトス

第七條 學科ノ成績優良可又ハ甲乙丙等ノ評點ヲ以テ表示スル學校ノ在籍者ニシテ席次不明ノ者ニ對シテハ全科目中優若ハ甲三分ノ一又ハ全科目良若ハ乙以上ナル場合ハ席次總員ノ二分ノ一以上ト看做ス

## 西野藤助報謝財團融資部融資規程

### 第一章 總 則

第一條 本財團ハ福井縣下ニ在住スル中小商工業者ニ對シ本規程ニ基キ仕入、營業、設備、營業用具其ノ他營業上ニ要スル小額資金ノ貸附ヲ行フ

第二條 前條ノ目的ヲ達スル爲本財團ニ融資部ヲ設ケ事務所ヲ福井縣廳内ニ置ク

### 第二章 貸 附

第三條 融資ハ一世帯ニ付一口ニ限ル

第四條 融資ハ一口金百圓ヲ最高限度トス

特別ノ事情アリト認メタル場合ハ前項ノ限度ヲ超エ貸出スコトヲ得但シ貳百圓ヲ超過スルコトヲ得ス

第五條 融資ヲ受ケントスル者ハ別紙様式第一號ニ依ル申込書ヲ作製シ保證人壹名以上連署ノ上本財團融資部宛提出スヘシ

前項申込書ニハ福井縣下在住ヲ證明セル戶籍抄本ヲ添附スルモノトス但シ抄本ニ其ノ記載ナキ場合ハ公共團體又ハ之ニ代ルヘキ公益團體若ハ所轄警察署ノ在住證明書ヲ添附スヘキモノトス

第六條 前條ノ申込ヲ受ケタルトキハ本財團ニ於テ所定ノ調査ヲ遂ケ融資ノ可否ヲ決ス

前項ノ調査ハ之ヲ市町村長其ノ他公共團體ニ委嘱スルコトヲ得

第七條 貸附ヲ受ケタル者ハ別紙様式第二號ノ借用證ヲ差入ルルモノトス

第八條 融資ヲ受ケタル者ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一、滿二十歳以上ノモノニシテ壹箇年以上福井縣下ニ在住シ猶引續キ在住スルモノタルコト
- 二、現ニ商工業ニ従事スルモノタルコト

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ融資ヲ受ケルコトヲ得ス

- 一、特別ノ事情アリト認ムル者ノ外禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑期滿了後貳箇年ヲ經過セザル者
- 二、融資ヲ受ケタル後本規程ニ違背シタル者
- 三、其ノ他融資ヲ適當ト認メサル者

### 第三章 辨 濟

第十條 融資ノ辨濟期間ヲ左ノ通り定ム

- 一、拾 回 (融資日ヨリ參拾日毎) 分割拂
- 二、五 回 (融資日ヨリ六拾日毎) 分割拂
- 三、參 回 (融資日 百日毎) 分割拂

### 四、參百日滿期一時拂

第十一條 融資ヲ受ケタル者ハ利息トシテ前條ニ定ムルトコロノ辨濟期限ニ應シ各百圓ニ付日歩八

厘五毛ヲ前納スルモノトス

辨濟期限ヲ延滞シタルモノノ日歩ハ百圓ニ付參錢トス

第十二條 期限並利息ノ計算方法ハ其ノ融資當日ヨリ起算シ返済日ヲ加算スルモノトス

計算ニ當リ錢位未滿ハ之ヲ切捨ツ

第十三條 融資ヲ受ケタル者ハ所定期日ニ遲滞ナク當事務所ニ元金ヲ持參シ其ノ支拂ヲ爲スモノトス

第十四條 融資ヲ期日前完納シタル場合ハ日割計算ニ依リ既納利息ヲ返還ス

### 第四章 義 務

第十五條 融資ハ借受目的以外ノ用途ニ充當スルコトヲ得ス

第十六條 住所ノ變更其ノ他申込記載事項ニ變更アリタル場合ハ遲滞ナク届出ツルモノトス

第十七條 融資期間中又ハ返済後ト雖使途其ノ他ニ就キ本財團ノ諮問アリタル場合ハ之ニ回答スルコトヲ要ス

第十八條 本規程ノ義務ニ違反シタル場合ハ即時融資ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ此場合既納ノ利

息ハ返還セス

附 則

第十九條 本融資部資金ニ充ツル爲金壹萬圓ヲ限度トシ昭和十一年度ヨリ昭和十七年度ニ至ル毎年度金壹千五百圓ヲ一般會計ヨリ繰入ルルモノトス但シ昭和十一年度ハ金壹千五百圓昭和十七年度ハ金壹千四百四拾壹圓トス

第二十條 本資金ハ特別會計トシ其ノ管理方法ハ一般會計ノ例ニ依ル  
本規程ハ昭和拾壹年八月壹日ヨリ之ヲ施行ス

別 紙

(様式第一號)

少額融資申込書

一、申 込 者

本籍、住所  
氏

年 月 日  
名 生

二、營 業 所

三、現在從事セル職業名

四、希 望 金 額

五、資 金 使 途

六、辨 濟 方 法 (十回拂(三十日目毎) 五回拂(六十日目毎) 三回拂(百日目毎) 満期拂(三百日目一時拂))

七、福井縣下在住年數

八、家 族 ノ 數

九、壹箇月ノ收入

一〇、壹箇月ノ支出

一一、賞罰ノ有無

前記ノ通少額資金必要ニ付保證人連署ノ上申込候也

昭和 年 月 日

右 氏

本籍、住所、職業  
保證人 氏

年 月 日  
名 生 名 生  
印 印

西野藤助報謝財團理事長

殿

(様式第二號)

印紙入

資金借用證書

一、借 用 者

二、金 額

三、使 途

四、辨濟最終期限

五、辨 濟 方 法

右金額正ニ借用致候就テハ貴財團融資部融資規程ニ基キ保證人連帶ノ責任ヲ以テ辨濟ノ義務ヲ必ス履行可致爲後日本證書差入候也

昭和 年 月 日

本籍、住所、職業

氏

年 月 日 生 名

一〇〇

右

住 所

氏

名 氏

保 證 人

氏

年 月 日 生 名 氏

殿

西野藤助報謝財團理事長

(參考)

元金百圓ニ對スル利息割合

利息日歩八厘五毛(年利三分一厘)

拾回分割拂ノ場合

參拾日間ノ利息

元 金	一〇〇圓	二五、五〇
九	〇〇	二二、九五
八	〇〇	二〇、四五
七	〇〇	一七、八五
六	〇〇	一五、三〇
五	〇〇	一二、七五
四	〇〇	一〇、二〇
三	〇〇	七、六五
二	〇〇	五、一〇
一	〇〇	二、五五
計	一〇〇圓	一四四、二五

參百日滿期一時拂ノ場合

參百日ノ利息

元 金	一〇〇圓	二五、五〇
計	一〇〇圓	一四四、二五

五回分割拂ノ場合

六拾日間ノ利息

元 金	一〇〇圓	五一、〇〇
八	〇〇	四〇、八〇
六	〇〇	三〇、六〇
四	〇〇	二〇、四〇
二	〇〇	一〇、二〇
計	一〇〇圓	一四五、三〇

參回分割拂ノ利息

百日間ノ利息

元 金	一〇〇圓	八五、〇〇
六六、六六		五六、六六
三三、三四		二八、三四
計	一〇〇圓	一四七、〇〇

一〇一

役

職

員

本財團設立以來の役員次如し。

一、役員

(昭和十二年六月一日現在)

(イ) 理事長

昭和九年十月就任  
同 昭和十一年三月退任  
現 昭和十一年三月就任

(福井縣知事) 近藤 駿介  
( ) 羽生 雅則

(ロ) 理事

昭和九年十月就任  
同 昭和十一年十一月退任  
現 昭和九年十月就任  
昭和九年十一月就任  
同 昭和十一年六月退任  
同 昭和十一年二月就任  
同 昭和十一年九月退任  
同 昭和十一年三月就任  
現 昭和十一年六月就任

(福井縣內務部長) 辻野 三郎  
(福井縣內務部長) 西野 幸作  
(福井縣內務部長) 山口 尙章  
(福井縣經濟部長) 柳井 義男  
(福井縣學務部長) 奥田 久七郎  
(福井縣經濟部長) 西野 遠三郎  
(福井縣經濟部長) 高橋 一郎

(ハ) 監

事

昭和十一年九月就任

(福井縣學務部長)

玉

置

一

昭和九年十月就任

西

野

市

昭和十年一月就任

山

口

尚

昭和十一年四月就任

松

崎

陽

二、職員

(イ) 幹

事

昭和九年十月就任

(福井縣商工水産課長)

渡

邊

榮

昭和十二年三月就任

(福井縣會計課長)

酒

井

利

昭和十二年三月就任

同

松

原

菊

昭和十年六月就任

同

山

内

稻

記

作

(ロ) 主

事

(ハ) 書

事

昭和九年十月就任

(縣

屬)

橋

詰

清

昭和九年十月就任

同

横

井

真

昭和十二年四月就任

同

野

村

直

昭和十二年四月就任

同

北

川

正

昭和十二年四月就任

同

北

川

正

昭和十二年四月就任

同

北

川

正

昭和十二年四月就任

同

北

川

正

昭和十二年四月就任

同

北

川

正

昭和十二年四月就任

同

北

川

正

昭和十二年四月就任

同

北

川

正

373  
582

昭和十二年六月二十日印刷  
昭和十二年六月二十五日發行



(非賣品)

福井縣廳內

發行者 西野藤助報謝財團

山內稻作

福井市佐佳枝中町

印刷所 水野印刷所

福井市佐佳枝中町

印刷者 水野泰秀



終

